世田谷区新実施計画【後期】(素案)

平成 30 年度~平成 33 年度

平成 29 年 9 月 世 田 谷 区

新実施計画【後期】(素案)目次

第1章	計画の位置づけ	
1	計画の位置づけ、計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)基本認識 - 社会情勢の変化を踏まえて -	
()	2)新実施計画(平成 26 年度~平成 29 年度)の総括、	
	基本計画(平成 26 年度~平成 35 年度)の中間総括	
第2章	新実施計画【後期】の考え方	
1	計画策定にあたっての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1)計画を推進するための戦略的視点	
(2	2)新実施計画事業の選定基準	
(3	3)計画の評価、進行管理の実施	
(4	り成果の明確化	
2	計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 重点政策	
(2	2)新実施計画事業	
(3	3)財政収支見通し	
(4	1)将来人口推計	
第3章	重点政策	
1	子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進・・・・・・・・・・・	16
2	高齢者・障害者の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい・	20
3	安全で災害に強いまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
4	自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現・・・	28
5	世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
6	豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36

第4章	新実施計画事業	
1	重点政策、分野別政策に基づく取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
2	行政経営改革の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
('	1)行政経営改革 10 の視点に基づく取組み	
(2	2)外郭団体の見直し	
(3	3)「公共施設等総合管理計画」に基づく取組み	
第5章	財政収支見通し	
1	財政見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
2	新実施計画事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
3	行政経営改革効果額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第6章	将来人口推計	
1	推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
2	将来人口推計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76

第1章 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ、計画期間

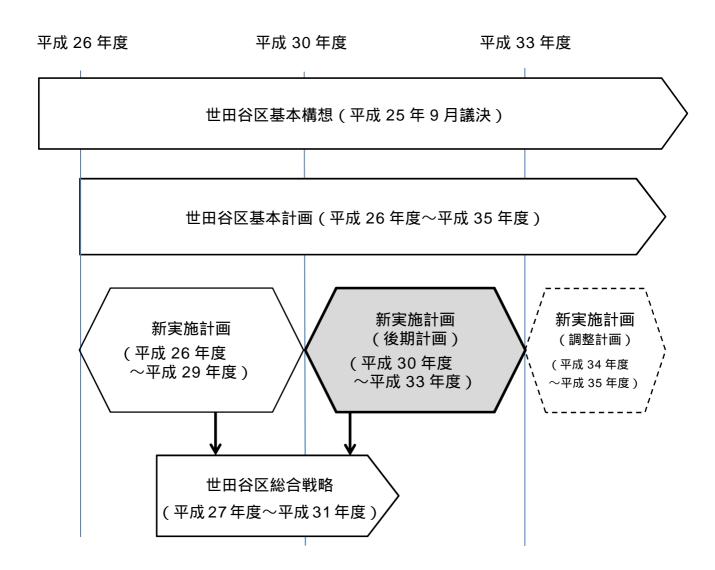
世田谷区では、「世田谷区基本構想」に基づき、平成 26 年度からの 10 年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針「世田谷区基本計画(平成 26 年度~平成 35 年度)」を定めています。この基本計画の実現に向けて、その具体的取組みを示す「新実施計画(平成 26 年度~平成 29 年度)」を策定し、中期的展望に基づいて、さまざまな施策を進めてきました。

また、平成27年度には、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、基本計画、新実施計画の取組みから、総合戦略の基本目標実現への寄与度が高いものを抽出し、「世田谷区総合戦略」を策定しました。

基本計画、新実施計画のこの4年間の達成度や、刻々と変化する社会経済状況も踏まえ、平成30年度からの4年間に重視すべき課題を見きわめながら、新実施計画【後期】(平成30年度~平成33年度)を策定します。

《計画期間》

平成30年度~平成33年度の4ヵ年とします。



2 計画策定の背景

(1)基本認識 - 社会情勢の変化を踏まえて -

世田谷区の人口は、前期新実施計画策定時の想定を上回る速さで増加しました。(平成29年1月1日人口892,535人に対し、平成26年推計は874,694人。差17,841人)。年少人口、生産年齢人口、高齢人口が満遍なく増えているため、この間の高齢化率は横ばいとなっています。

しかしながら、高齢者人口そのものは増え続けており、団塊ジュニア世代が高齢者となる平成 40 年代には高齢化が再び加速し、超高齢社会へと突入すると予想されます。

一方で、未婚率の上昇など、家族の有り様も大きく変化しています。三世代同居や、 夫婦と子ども二人のいわゆる標準的世帯は減少し、単身世帯、高齢者のみ世帯などの増加が続いています。家族や地域の友人等の手助けを頼める人が少ない人たちを、どのように支えるかが課題となっています。

かつては、困りごとがあれば、まず家族、次に地域社会の中で「おたがいさま」の支えあい、助け合いで解決が図られてきました。このような関係性が薄れ、個人では解決できない困難に直面したときに、孤立し、すぐに社会保障に頼らざるをえない人々が増えてきています。

この間、地域包括ケアの地区展開や地区防災力の強化など、横断的連携や区民参加をとおして、地域での互いの顔の見える関係の構築を進めてきました。孤立したり、制度を見つけることができず、支援を受けることができない人をなくすため、住民がお互いに気づき、支えあう、「参加と協働」を軸にした、共助、共生の地域社会を目指しています。

また、「世田谷区総合戦略(平成27年度)」においても、地域人材と社会資源を活用した地域社会づくりや、地方と都市の連携交流といった基本目標を掲げ、他自治体も含めた相互連携、共存共栄の取組みに着手しました。

区政の最前線である地区こそが区民の参加と協働を推進する場であるとの認識に立ち、 地域活動の場を広げ、自治への理解と主体的参加を促すとともに、率先して自治を担い 他の住民を牽引する人材が育つ環境を整備することが必要です。

このほか、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京 2020 大会」) の開催決定や、児童相談所移管、国民健康保険の広域化、ふるさと納税の影響による税収減、子どもの貧困の顕在化、在住及び訪日外国人の増加、多様な性の受容などの社会情勢の変化に加え、中長期的には、少子高齢化の進展に伴う社会保障制度の見直しや経費の増加、公共施設の更新需要等への対応、更には首都直下地震など様々なリスクへの備えが求められています。

(2)新実施計画(H26~H29)の総括、基本計画(H26~H35)の中間総括

参加と協働は進んだか

前期計画期間(H26~29 年度)では、各分野でマッチングによる横断的連携や区民参加の推進を図り、縦割りを越えて政策を進める体制を整え、世田谷ならではの取り組みを目指してきました。

これに関連して、世田谷区外部評価委員会からは、施策の実施プロセスにおいて得ることができた住民参加や横断的連携も、施策の成果として評価するため、施策の実績評価に加え、「参加と協働」「横断的連携」「施策の機動的な修正・拡充」を新たな評価軸とする行政評価の実施が提言されました。これを受け、新実施計画【後期】の評価に向けて、プロセス評価の考え方を整理しています。

世田谷区における地域包括ケアシステムの構築では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) 社会福祉協議会の三者一体の連携体制を整え、身近な地区に複合的問題にも対応しつる相談窓口を置くとともに、地域の人材や社会資源の開発・協働の取組みを 27 地区で開始し、きめ細かいサービスを行う礎を築いてきました。平成 29 年度から地区アセスメントを作成し、改めて地区の課題や社会資源、住民ニーズを明らかにする取り組みを進めています。

一方で、住民、事業者、関係機関、区の共通理解による血の通ったネットワーク構築や専門職のスキル向上といった時間を要する取組みを進めるため、具体的な工程づくりと実践が課題となっています。

子ども・教育分野では、「子ども・子育て応援都市」の理念を掲げ、保育待機児対策に最優先で取り組むとともに、区、医療、地域が連携して切れ目なく子育て家庭を支援する世田谷版ネウボラを開始し、様々な地域資源が子育て世帯を支えることで、安心して子育てを行うことができる環境づくりを進めてきました。

また、乳幼児期の子どもの教育の充実に向けて、区内保育所、幼稚園等の幅広い参加を得ながら「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。

一方、児童虐待防止や子どもの貧困対策のほか、要配慮児への切れ目のない支援等の課題への対応のため、教育と福祉の連携強化や、地域、保護者等の幅広いネットワークの必要性が高まっています。

基本計画策定を契機に本格的に取り組んだ若者支援施策では、若者が多様な地域住民と関わりながら地域の担い手となるよう育成するため、全児童館の中高生支援の充実を図りました。また、地域ネットワークづくりを目的に、各地域1か所の児童館を中高生支援館に指定しました。

ひきこもりや就労が困難等の生きづらさを抱えた若者への支援として、相談支援機能と就労支援機能を一体とした「世田谷若者総合支援センター」を開設するなど、多角的な若者支援を進めてきました。

今後、中高生からの早期支援の取組み強化や、他の就労支援機能との連携の強化が必要です。また、より多くの若者の自立や参画を促すため、若者の主体的な活動をサポートする多様な取組みが求められています。

コミュニティ活動の推進では、各地区における防災塾の実施や「地区防災計画」の 策定を通じて、災害時における地区防災力の向上に加え、新たな層の住民参加を促し てきました。一方、担い手の不足から避難支援体制は十分に整っていません。地域活 動への参加意識の醸成や、参加の場づくりは道半ばであり、現状の分析に基づく取組 みの研究、工程の具体化が必要となっています。

都市整備分野では、小田急線上部利用の検討を契機とした「北沢デザイン会議」の 開催や、地元町会と企業の連携による「二子玉川エリアマネジメンツ」の設立及び運 営支援に取り組みました。

一方で、木造住宅密集地域の不燃化、旧耐震基準の建築物の耐震化は、建物所有者 の状況や意識の問題から計画的な促進が難しく、継続的な取組みとともに更なる促進 策の検討も必要となっています。

環境分野では長野県や川場村との再生可能エネルギーの利用拡大を通じた自治体間連携、文化、教育分野では大学との連携事業の拡充など、各分野で横断的連携を図り、 創造的な施策の展開に取り組みました。

このように、基本計画と新実施計画のもと、参加と協働は各分野において進められてきましたが、一方で「行政への」参加、「行政との」協働という形で、狭く捉えられがちでした。「参加と協働」の本旨は、地域の自治への参加と協働であるということを踏まえ、区民の主体的な取組みの後押しを重視する方向で、施策を組み立てる必要があります。

行政経営改革は進んだか

この間、公共施設の長寿命化、仮設建設物の抑制など、整備、更新手法の転換や、保育園等使用料、利用料の見直し、情報関連機器のクラウド化等の手法改善などにより、行政経営改革を着実に進めてきました。これらの取組みにより、合計 76 億円の効果額を積み上げましたが、この中には、新規経費等の節約による抑制額と、既存事業の廃止等による実際の経費削減や歳入増が混在しています。

歳入の増加が見込めない場合は、新たな事業の財源とできるのは、既存事業の廃止等による実際の削減額の範囲内に限られます。両者を峻別し、政策推進のために確保できた財源額を明確にする必要があります。

平成 29 年度当初予算は、計画策定当初(平成 26 年度)の歳出予測を大きく上回り、 約 310 億円の増となっています。平成 25 年度以降、納税者数の増加などにより特別区 税収入が大きく増加(平成 25 年度 1087 億円 平成 28 年度 1194 億円 + 107 億円) するなかで、全体的に歳出が伸び続けており、行政経営改革の効果を上回っています。新庁舎の整備を始めとする公共施設の更新経費やさまざまな行政需要が増大する中で、今後の景気動向等によっては、区の財政を持続可能な状態に保つことは難しくなります。

中長期的な人口動向では、世田谷区の総人口は大幅に増加すると推計されています。 出生率は微増傾向であり、将来にわたって徐々に増加すると見込まれます。また、若い世代を中心に、社会増も伸び続けています。今後5年間、社会増の伸びが続いた後、 緩やかに過去の平均レベルにまで落ち着くと仮定しても、25年後(平成54年)には 総人口が108万人を超える見込みです。

この場合、年少人口は3万人以上、高齢者人口も7万人以上増えることから、保育施設や学校教育施設、介護サービスの需要などが高まり、供給が追いつかなくなることが懸念されます。また、生産年齢人口も増え続けていることから、特別区税の歳入は平成28年度には約1200億円となっており、今後も歳入が伸びる可能性はありますが、一方で生産年齢人口の一人当たりが支える従属人口(年少人口+高齢者人口)の割合は、0.48人から0.6人(25%増)に増大し、現役世代の負担が更に厳しくなることが予想されます。

財政状況を直視しながら、事業手法改革を引き続き行うとともに、行政評価や新公会計制度を活用し、コストと成果を重視した施策事業の選択を行い、安定した財政基盤を築く必要があります。

これらの社会背景や、平成 26 年度~平成 29 年度の新実施計画の取組みの振り返りを踏まえ、次章以降では本計画の策定の考え方や構成、個別の施策における課題認識と具体的な事業の方向性を明らかにいたします。

第2章 新実施計画【後期】の考え方

1 計画策定にあたっての考え方

(1)計画を推進するための戦略的視点

限られた財源と人員を活用して新実施計画【後期】を推進するため、以下の視点を強化します。

参加と協働の更なる推進

縦割りを越えた横断的連携を徹底するとともに、区民や事業者、地域活動団体等とのパートナーシップで進めることを主眼とした取組みを中心に施策事業をまとめていきます。また、各事業の取組みには、区民等が主体的に地域を運営する手法を積極的に取り入れ、参加と協働の裾野を拡大していきます。

行政手法改善の徹底、成果重視の政策選択

最小の経費で最大の効果を上げられるよう、前例にとらわれない行政手法改善を徹底します。また、新公会計制度を活用したコスト分析と成果により事業を評価、点検し、成果達成度や費用対効果等の観点に立って、事業の機動的な見直しを行います。

(2)新実施計画事業の選定基準

現在の新実施計画で推進している事業や新たな課題に基づく事業案を、以下の基準により整理し、新実施計画事業の内容や数を精査します。

重点政策に関わる事業

「戦略的視点」に基づき、参加と協働を更に推進する事業

その他個別計画における重要な事業

(3)計画の評価、進行管理の実施

年度ごとに、事業の進行状況の把握、評価を行い、事業や目標値の見直しなど計画内容の調整を図るとともに、進捗状況を公表します。

(4)成果の明確化

各事業に、事業の実施結果を測る活動指標(アウトプット指標)に加えて、目標達成の度合いを測る成果指標(アウトカム指標)を設定することにより、事業の成果を明確にし、事業手法の改善や、新公会計制度の導入によるコスト分析等に活用します。

2 計画の構成

「基本計画」の政策を実現するため、6つの重点政策と4つの分野別政策に基づいて事業を構成し、重要な取組みを効果的に進めます。

(1)重点政策

基本計画(平成 26 年度~平成 35 年度)では、「基本構想」に掲げる九つのビジョンに込められた目標や理念を踏まえ、主要な課題を確実に解決し、施策を展開するため、重要性・先駆性・象徴性・創造性などを総合的に考慮し、六つの重点政策を選定しています。

新実施計画【後期】では、重点政策の着実な推進や成果の測定、また、推進のプロセスを含めた政策評価を行うために、重点政策の個票を新たに設けます。

重点政策の実現に向けた 4 年間の課題認識と取り組み方針を示すとともに、方針に沿った個別事業を体系化しています。

今後、計画策定を進める中で、事業の進捗や効果を把握するための成果指標等を設定 します。

子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと 住まい

安全で災害に強いまちづくり

自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり

豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

(2)新実施計画事業

1)重点政策、分野別政策に基づく取組み

新実施計画事業のうち基本計画の重点政策、分野別政策に基づく取組みを、分野別政 策の4つの体系に沿って整理しています。

健康・福祉

子ども若者・教育

暮らし・コミュニティ

都市づくり

2)行政経営改革の推進

新実施計画事業のうち、行政経営改革の 10 の視点に基づく取組み、外郭団体の見直し、「公共施設等総合管理計画」に基づく取組みを整理します。

(「素案」ではそれぞれの考え方を記載しています)

行政経営改革の 10 の視点

今後の行政需要の増大と厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で強固な財政基盤を構築するため、行政経営改革の取組みを継続して行う必要があります。

IT技術の進化や働き方の見直しなど、社会状況の変化に応じた行政経営の改革を進めるとともに、施策事業の見直しにあたっては、公正性・公平性や成果に基づく評価の観点とともに、低所得者等への配慮の観点を踏まえ、区民の視点に立った改革を着実に推進していきます。

また、増加する施設更新などの経費抑制の観点から、効率的・効果的な公共施設の整備、維持管理に努めます。

《方針 1》区民に信頼される行政経営改革の推進

(視点1)自治体改革の推進

地方分権を進め、自主財源の拡充を図るための取組みを推進します。また、国の地方分権改革による権限移譲に伴い条例等の整備を行い、自立した自治体として適切に対応します。

(視点2)自治の推進に向けた区民への情報公開、区民参加の促進

住民自治の推進を図り、区民への情報公開及び情報提供の充実、区民参加の機会拡大、区民やNPO等との協働の促進を行います。

(視点3)世田谷区役所、職員の率先行動、職場改革の推進

世田谷区役所や職員一人ひとりが率先行動に取り組み、新たな時代の変化を捉え、区政課題に的確に応えるために、現場からの業務手法や働き方等の改革を進めます。

《方針 2》持続可能で強固な財政基盤の確立

(視点4)施策事業の必要性、有効性、優先度の視点からの見直し

現在の社会情勢や区民ニーズに照らした場合に施策事業を行う意義(必要性) や、現在の実施手法が政策目的に沿った成果を達成できているか(有効性)を評価して、施策の優先度や補助事業等の検証を行い、より必要とされる施策に財源 や人員を集中します。

(視点5)民間活用や官民連携による質の確保とコスト縮減

民間企業等のノウハウや資源の活用により、サービスの向上やコストの縮減が

図れる場合には、質の確保に十分留意しながら、民間活用を積極的に勧めます。また、民間企業等との対話と連携を進め、新たな公共サービスの促進に努めます。

(視点6)施策事業の効率化と質の向上

政策目的に照らして最適な手法を選択し、効率的かつ質の高い行政サービスを めざした改善を行います。実施に向け、委託事業のさらなる見直しを図るととも に、業務の標準化を行うことで、外部委託を始めとした業務改善を進め、より高 度かつ専門性の高い業務への人的資源の投入を図ります。

(視点7)区民負担等の適切な見直し

施策・事業の継続性と政策目的を踏まえ、区民負担等の適切な見直しを図ります。

(視点8)組織・人員体制の見直し

より必要とされる施策に人員を集中するために組織体制の最適化を行うとともに、職員定員の適正化など、内部改革を推進します。

《方針3》資産等の有効活用による経営改善

(視点9)公有財産等の有効活用

区有地や公共施設などを有効活用し、民間と連携した施設整備、運営や、区民 ニーズに応じた民間施設の誘致を進め、経費抑制や公共的サービスの充実を図り ます。

(視点 10)税外収入確保策の推進、債権管理の適正化と収納率の向上

公金運用やネーミングライツ、広告事業などによる税外収入の確保を推進します。また、適正な債権の徴収や、必要の際には法的措置の実施、納付機会の拡大などを図ります。

外郭団体の見直し

外郭団体改革基本方針に基づき、外郭団体が自立した経営の下、公益性と専門性を生かした、区民サービスの向上と、より一層の効率的・効果的な経営体制の確立をめざして、外郭団体ごと(公益財団法人せたがや文化財団を含む 11 団体)に改革の取組みを進めます。

外郭団体改革基本方針

- (方針1)外郭団体のあり方に関する見直し
- (方針2)外郭団体への委託事業に関する見直し
- (方針3)財政的支援・関与の見直し
- (方針4)人的支援・関与の見直し
- (方針5)中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

「世田谷区公共施設等総合管理計画」に基づく取組み

多様化する区民ニーズ等の変化に対応するとともに、老朽化する施設を適切に更新・維持していくために、施設の総量(施設数・延床面積)の増加を抑制し、効率的・効果的な公共施設の整備や維持管理を行います。

『世田谷区公共施設等総合管理計画』の基本方針

《建物編》

- (方針1)施設はできるだけ長く使い、簡素にする
- (方針2)施設総量を抑制しつつ、公共的空間の拡充を図る
- (方針3)民間の知恵と力を、最大限活かす

《都市基盤施設編》

- (方針1)計画・予防保全による長寿命化、安全確保
- (方針2)都市基盤施設整備、保全・更新経費の維持
- (方針3)民間との連携、協力の推進

(3)財政収支見通し

、 は素案では記載していません。

財政見通し

今後4年間(平成30年度~平成33年度)の見通しを示します。

新実施計画事業費

新実施計画事業に要する事業費を示します。

行政経営改革効果額

行政経営改革に伴う取組みに要する効果額(歳入増、事業見直しによる歳出削減等) を示します。

(4)将来人口推計

今後25年間(平成30年度~平成54年度)の人口推計を示します。

第3章 重点政策

重点政策 1	子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進
政策目的	子ども・子育て応援都市を推進します

1 現状と課題

- ・この間の施設整備の効果により、3歳児から5歳児までの待機児童は解消されました。今後は、0歳児から2歳児の低年齢児を対象とした認可保育園分園や小規模保育事業等を重点的に整備していくとともに、量的拡充に対応した、質の高い保育の確保が課題です。
- ・乳幼児期における教育・保育のあり方を示す「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定しました。保護者、幼稚園・保育所等、小学校、地域など区全体が「ビジョン」を共有し、連携しながら取組みを進めていくことが必要です。
- ・核家族化や地域社会との関わりの希薄化の進展により、子育てに孤立感と負担感を覚える保護者が増えています。妊婦や子育て家庭に寄り添い支援する「世田谷版ネウボラ」の充実に向けて、区・医療・地域が連携し、相談支援体制の強化を図ることが課題です。
- ・支援の受け手が担い手となっていく地域子育ての好循環が生まれています。保護者が気軽に集 える場や、多くの人が子育てに関わることができる場をより一層充実させ、地域全体で子ども の成長や子育て家庭を見守る環境を整えていくことが必要です。
- ・児童館や青少年交流センターでの社会参加や多世代交流の体験等を通じて、子どもや若者が主体的に活動する場の創出を進めてきましたが、より身近な場にそうした居場所が求められています。
- ・これまで外遊びに関わりのない区民に外遊びの大切さを啓発するなど、外遊びの拠点や活躍の場の広がりを目指し、子どもや若者が生きる力を育み、自立と成長を獲得することのできる環境を更に整えていく必要があります。
- ・子どもの貧困や、配慮を要する児童、虐待、いじめ、不登校の増加など、子どもに関する様々な課題への早期発見・早期対応が求められています。教育現場と福祉部門との連携のもと、支援を必要とする子どもへの総合的なサポートが必要です。
- ・年々増加している児童虐待相談への対応のため、体制の強化が急務となっています。子どもの生命と権利を確実に守るため、東京都から世田谷区への児童相談所の移管を円滑に進めるとともに、地域、子ども家庭支援センターと一体となった総合的な児童相談行政を推進する必要があります。
- ・科学技術の発展や急速なグローバル化等を見据えた新たな教育カリキュラムへの対応や、配慮を要する児童・生徒への支援など、学校教育の現場では多様な対応が求められています。世田谷らしい豊かな教育基盤を活かした「世田谷9年教育」の推進などを通し、子ども一人ひとりの個性を伸ばす、質の高い教育の推進が必要です。
- ・教育活動や学校経営の質を高めるため、専門性の高い教育研究や教員研修を実施するとともに、 学校だけでは対応が困難な課題の解決に向けて、専門人材、外部人材の確保や有効活用など、 専門的立場から支援する体制を充実し、世田谷の教育を推進する拠点を整備する必要がありま す。

2 4年間の取組み方針

保育待機児童の解消、幼児教育・保育の推進 妊娠期からの切れ目のない支援、地域の子育て力の向上 子どもや若者の活動を支え、成長を促す環境づくり 支援が必要な子どもへの総合的な支援、効果的な児童相談行政の推進 質の高い教育の推進、学校経営力の向上

3 実現に向けた取組み(重点政策を構成する新実施計画事業)

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	保育・幼児教育の 充実	保育定員の拡充を進め保育待機児童の解消を図るとともに、巡回指導相談や体系的な研修の実施、世田谷区保育の質ガイドライン、世田谷区幼児教育・保育推進ビジョンに基づく取組み等を通じて、幼児教育・保育の質の向上に取り組む。	子ども・若者部	49
	家庭・地域におけ る子育て支援の推 進	おでかけひろばや児童館親子サークル、児童館サポーター事業、ファミリー・サポート・センター事業等を通じて、地域に支えられながら子育てを楽しむことのできる環境を整える。	子ども・若者部	49
	妊娠期からの切れ 目のない支援(世 田谷版ネウボラ) の推進【新規】	利用者支援事業の拡充等、相談支援体制の充実を図るとともに、地域・医療との連携強化を通じて、個々の 妊婦や子育て家庭に寄り添った支援に努め、世田谷版 ネウボラを推進する。	子ども・若者部	49
	若者の交流と活動 の推進	児童館や青少年交流センターにおける各種事業を通じて、若者自らが主体的に活動する機会を創出し、自立と成長を促すとともに、社会・地域への参加・参画 意識の醸成を図る。	子ども・若者部	48
	子どもの成長と活 動の支援【新規】	外遊びの推奨やサマーキャンプなどの児童館事業を通じて、地域の中で異年齢交流の機会を創出するとともに、地域とともに子どもの成長を支える環境を整える。	子ども・若者部	50
	特別支援教育の充 実	配慮を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するため、関係機関との連携を図り、特別支援教育を推進する。	教育政策部	50
	支援を必要とする 子どもと家庭のサ ポート	配慮や支援等を必要とする子どもが、家庭や地域の中で健やかに成長・発達していくことができるように、ひとり親家庭への住まいや就業などの自立に向けた総合的支援を含め子どもの貧困対策としての効果的な施策の展開や、児童虐待防止対策の推進などを通じて、子どもや家庭の状況に応じたサポートの体制を充実する。	子ども・若者部	51

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	教育相談・不登校 対策の充実	学校内外における教育相談体制の強化、不登校の児童・生徒・保護者・学校を支援する体制の整備を図り、 併せて児童・生徒を対象とした全校調査などのいじめ 防止対策を推進する。	教育政策部	51
	効果的な児童相談 行政の推進【新規】	東京都から児童相談所の移管を受け、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指す。また、児童相談所の設置に伴い、一時保護所の整備や、里親等の普及促進等に取り組む。	子ども・若者部	52
	「世田谷9年教 育」の推進	体験などを通して、理数教育・プログラミング教育等 (STEM教育)や英語教育など、これからの社会を 生きる力の育成や、言語能力を高める取り組みを推進 する。	教育政策部	50
	世田谷の教育を推 進する拠点づくり ~教育総合センタ ー~【新規】	教員研修や専門的な研究活動の場であるとともに、専門人材や外部人材を確保、有効活用し、教育相談や学校、子どもの支援機能を担う、世田谷の教育を推進する拠点を整備する。	教育政策部	51

4 成果指標

成果指標	直近の状況	目標値
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合		
地域で子育てに関わる区民の割合		

5 横断的連携により進める取組み

保育定員の拡充と質の維持・向上、幼児教育・保育の充実 (子ども・若者部、教育委員会事務局)

ひとり親家庭等の支援(子ども・若者部、総合支所、生活文化部、産業政策部、保健福祉部、 都市整備政策部)

世田谷9年教育の推進(教育委員会事務局、教育政策部、生涯学習部)

子どもの貧困対策の推進(子ども・若者部、総合支所、生活文化部、保健福祉部、世田谷保健 所、都市整備政策部、教育委員会事務局、教育政策部)

妊娠期からの切れ目のない支援 (子ども・若者部、総合支所、世田谷保健所)

効果的な児童相談行政の推進(子ども・若者部、総合支所、生活文化部、地域行政部、保健福祉部、障害福祉担当部、世田谷保健所、教育委員会事務局、教育政策部)

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

子ども・子育てつなぐプロジェクトの充実等、世田谷版ネウボラとしての地域ネットワークの 強化

「子ども基金」を活用し地域の子育て事業の立ち上げ・拡充を支え、地域全体で子どもの成長や子育で家庭を見守り支える環境づくりを推進するとともに、子育で活動団体の交流と学習機会の提供を通じた団体同士のネットワークの構築・強化や「子育てメッセ」の開催等を通じた区民への活動情報の発信を支援し、地域の子育で力の活性化と向上を図る。こうした取組みとあわせ、区民と地域の子育で資源、行政窓口をつなぐ地域子育で支援コーディネーターの充実を図ることにより地域ネットワークを強化し、すべての妊産婦や子育で家庭が地域の中で安心して子どもを生み育でていくことができるよう、世田谷版ネウボラを推進する。

外遊び啓発、ネットワークづくりの推進

すべての世田谷の子ども達に自由で主体的で創造的な外遊びの機会を保障するため、区民・活動団体等や協賛企業等と行政が、民間を中心に協働してネットワークを作り、外遊びを推進する。

「情熱せたがや、始めました。」の取組み

これまで情報が届かなかった若者世代に対し、若者の参加と協働により若者自身が SNS 等を活用し効果的に発信することで情報を伝えていくとともに、情報を受け取った若者が地域・人・支援機関と出会い、気軽に参加・参画するきっかけづくりを進める。

教育研究等の推進

ICT技術の利活用を含めた教育研究等、様々な教育課題に関する研究・教材開発や事業に、 区内大学や民間教育関係機関等との連携・協働により取り組む。

地域ボランティアの活用による特別支援教育の推進

配慮を要する児童・生徒に対し、より多くの人的支援が求められていることから、特別支援 教育に関心と意欲がある地域人材を活用できる仕組みについて検討し、地域ボランティア制度 の構築に向け取り組む。

重点政策 2	高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括クシステムと住まい	
政策目的	誰もが安心して暮らし続けることができるまちをつくります	

1 現状と課題

- ・世田谷区では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目指し、高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、対象を広く捉えて推進しています。
- ・世田谷区の高齢化率は横ばいですが、高齢者人口は増え続けており、年齢階層別人口では、75歳以上の後期高齢者人口が65歳~74歳の前期高齢者人口を上回りました。高齢者の世帯状況では、ひとり暮らしの人、高齢者のみ世帯の人の増加が続いています。障害者数も増加する傾向にあり、今後も増加する見込みです。障害者の高齢化も進んでいます。
- ・障害者施策では、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されたほか、平成 28 年 6 月に障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、医療的ケアを要する障害児への支援が盛り込まれました。
- ・世田谷区民の平均寿命は延伸していますが、65歳健康寿命 は横ばいで推移しています。また、 生活習慣病に係る医療費では、30歳代から上昇がはじまり、歳を重ねるにつれて上昇する傾向が見られます。(高齢者が介護認定を受けるまでを健康と考え、認定を受ける年齢を平均的にあらわしたもの)
- ・個人に対する支援だけでなく、高齢者と障害者、介護と子育て等の家庭内の複合的な課題に対 応する包括的、継続的な支援が求められています。
- ・地域包括ケアシステムを深化・推進するため、医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、 住まい、生活支援、社会参加(就労)の各部門が、量的、質的な基盤を充実させ、必要なサー ビスを一体的に提供する体制の構築をさらに進め、世田谷区における地域包括ケアシステムを 深化・推進する必要があります。
- ・世田谷区では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が連携して、高齢者、障害者、子育て家庭などの相談を受ける「福祉の相談窓口」を平成 28 年 7 月から全地区で展開し、適切な支援に結びつけるとともに、潜在化、複合化した課題に取り組んでいます。この取組みは、厚生労働省が進める『我が事・丸ごと』の地域共生社会の実現に向けた取組みである、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のモデル事業に選定されています。
- ・地区における課題解決のために、地区の社会資源や住民ニーズ、地区で取り組む課題などを明らかにした地区アセスを全地区で作成しています。
- ・さまざまな相談に対応するため、相談支援の質の向上等の機能の強化を行うことが必要です。
- ・地区課題を地区の区民や地域の活動団体等と連携して解決する仕組みづくりが必要です。
- ・支援の裾野を広げ、さまざまな課題への対応のため、多様な社会資源の発掘、活用が求められています。
- ・増加、多様化する保健福祉サービスを確保するために、行政、事業者ともに専門人材の確保と 育成が急務であるとともに、身近な地区での支え手となる地域人材のさらなる創出が急務となっています。
- ・世田谷区における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、現状の到達点の確認や、関係

所管や現場の意見を踏まえた課題整理と対応策の検討等を行う必要があります。

2 4年間の取組み方針

地域包括ケアシステムを推進するための医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援、社会参加(就労)の一体的な提供体制の構築

身近な地区における相談窓口の充実と地区の課題を地区で解決する参加と協働の地域づくり 担い手となる福祉人材の育成・拡充

地域包括ケアシステムの推進に向けた新たな展開の検討

3 実現に向けた取組み(重点政策を構成する新実施計画事業)

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	生涯を通じた一人 ひとりの健康づく りの推進	区民の健康長寿を目指して、生活習慣病予防等の推進 を図るとともに、こころの健康づくりやがん対策など、 全世代を通した区民の健康づくりの取組みを推進する。	世田谷保健所	44
	介護予防の総合的 な推進	高齢者が興味や意欲を持って主体的に、介護予防の必要性を行政や地域の区民とともに考え理解し、自ら介護予防活動に取組む機運の醸成を進める。また、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスの充実を図るとともに、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の自立支援や要介護度の重度化防止を目指す。	高齢福祉部	44
	認知症在宅支援の 総合的な推進	認知症在宅生活サポートセンター機能の事業化を進め認知症施策の充実を図るとともに、センターの円滑な運営に向けた体制づくりを行い、認知症在宅支援の取り組みを推進する。	高齢福祉部	44
	在宅医療・介護連 携推進事業 【新規】	医療職・介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会で、世田谷区の医療・介護提供体制のあるべき姿(目標)や進め方の全体像を協議・共有しながら、介護保険制度の地域支援事業の仕組みを活用して、在宅医療・介護連携推進事業の取組みを進める。	保健福祉部	45
	在宅生活を支える 保健福祉サービス の整備	地域包括ケアシステムの構築に向け、「介護」及び「住まい」の拠点となる地域密着型サービスや都市型軽費老人ホームを、3年ごとに策定する「世田谷区介護施設等整備計画」に基づき、補助金等を活用して計画的に整備する。	高齢福祉部	46
	障害者の地域生活 の支援と障害者差 別の解消 【新規】	医療的なケアを要する方や重度障害者を含め、個々のニーズに沿った、日中活動や居住の場を計画的に整備していくとともに、医療的ケア児やその家族に対する支援に取り組む。また、障害理解と障害者差別の解消に向け、啓発と実効ある取組みを推進する。	障害福祉担当 部	47
	様々な住まいづく りと居住支援	高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保支援策については、公営住宅の供給とともに、不動産関係団体、社会福祉法人、NPO等と協働・連携して設置した居住支援協議会等の取り組みを通して、住まいサポートセンターと連携し、さらに支援を強化していく。	都市整備政策部	59

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	相談支援機能の強化	三者連携による「福祉の相談窓口」の認知度を向上させ、身近なセーフティネットとなる相談窓口として、区民に活用されるよう努める。 「福祉の相談窓口」では、まちづくりセンターでの多様な相談の対応力向上など、複合的課題にも対応できるようスキルアップを図り、障害者、子ども・子育て、生活困窮等への相談の充実を図る。総合支所では、「福祉の相談窓口」へのバックアップを進める。 また、障害者や家族の多様な相談支援を進める必要があり、地域障害者相談支援センター等の質の向上と機能充実に努める。	総合支所	45
	見守り施策の推進	地域の中で孤立化している高齢者等を、日常生活や事業活動の創意工夫により把握し、日頃から気に留め、さらに異変に気づくことができるよう、取組みの好事例の地区間での情報共有を図っていく。また、見守りを進める中で、課題の発見やネットワークの充実を図り、地域づくりを進めていく。	高齢福祉部	45
	地区・地域での社 会資源の発掘・創 出	「地区アセス」の策定等を通し、地区の課題把握と社会資源開発等を行う。居場所や生活支援サービス、地域人材など、さまざまな社会資源を発掘・創出、コーディネートすることで、地区・地域の多様な主体による参加と協働の地域づくりに継続して取り組む。	総合支所	46
	梅ヶ丘福祉人材 育成・研修センタ 一運営 【新規】	福祉人材の確保、育成、定着支援に取り組むため、梅ヶ丘拠点区複合棟に平成32年4月に開設するとともに、梅ヶ丘拠点内の連携や分野を超えた研修などの新たな形の事業検討に取り組む。また、担い手の裾野の拡大に向けた取組み等を実施する。	保健福祉部	47
	全区的な保健医療 福祉拠点の整備・ 運営	梅ヶ丘拠点区複合棟の整備を進め、平成 32 年 4 月に運営を開始する。全区的な保健医療福祉の拠点として、先駆的な取組みなど行い、情報発信し地域サービスをバックアップする。	梅ヶ丘拠点整 備担当部	46
	地域包括ケアシス テムの深化に向け た検討と推進【新 規】	地域包括ケアシステムを更に深化・推進するために、 これまでの取組みの検証、課題整理と対応策の検討を 行う。	保健福祉部	47

4 成果指標

成果指標	直近の状況	目標値
「福祉の相談窓口」の認知度		
介護が必要になっても世田谷区に住みたい人の割合		
障害者差別解消法の認知度		

5 横断的連携により進める取組み

地区における相談支援体制の確立(総合支所、地域行政部、保健福祉部、障害福祉担当部、高 齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所) 在宅生活を支える医療、介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援サービスの整備誘導(保健福祉部、障害福祉担当部、梅ヶ丘拠点整備担当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所、都市整備政策部、総合支所)

在宅医療・介護連携の推進に向けた取組み(保健福祉部、高齢福祉部、総合支所)

健康づくりと介護予防(世田谷保健所、高齢福祉部、総合支所)

地域での支えあい活動の支援(保健福祉部、総合支所、生活文化部、地域行政部、障害福祉担 当部、高齢福祉部、子ども・若者部、世田谷保健所)

安心できる暮らしの基盤となる多様な住まいの確保 (障害福祉担当部、高齢福祉部、都市整備 政策部)

地域や職域等関係機関と連携した生活習慣病予防の推進 (総合支所、産業政策部、保健福祉部、高齢福祉部、世田谷保健所)

精神保健及び精神障害者施策の効果的な連携のあり方の整理 (総合支所、保健福祉部、障害 福祉担当部、世田谷保健所)

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を見守り支援する 応援者を養成する。

認知症カフェの整備や運営支援

区民による、認知症の人やその家族が地域の身近な場所で気軽に参加し、専門職に気軽に相談したり、地域の方との交流ができる場所の開設・運営への支援を行う。

地区高齢者見守りネットワーク事業

地区において、町会・自治会、民生委員、商店街等が高齢者の課題を共有し、異変をあんし んすこやかセンターなどの相談窓口につなげることを地域住民に啓発する。

医療職・介護職の情報共有、ネットワークづくり

在宅で療養生活をおくる区民をチームケアで支えるための情報共有や、地区連携医事業、多職種連携研修等による医療職・介護職の連携強化に取り組む。

健康せたがやプラス1の働きかけをする健康づくり講座・イベントの実施

区民一人ひとりが何かひとつ健康に良いことを生活の中に加えられるよう、健康づくり運動「健康せたがやプラス1」の取組みを、様々な機会を通じて周知し、多様な主体に関心や参加を促して、積極的に展開していく。

こころの健康づくりにかかる地域人材の育成

家族や友人等の自殺のサインに気付き、主体的に予防や支援に繋げるゲートキーパーを養成する講座を今後も継続実施していくほか、新たに若い世代に寄り添いサポートする若者ピアサポーター等の人材を育成していく。

がん患者や家族等の地域での生活を支えるための取組みの推進

区外のがん診療連携拠点病院等の関係機関と区内医療関係者等との連絡会を設置して、がん相談コーナーをがん患者へ広く周知する。また、がん罹患経験者等への当事者へも参加を呼びかけ、区民が主体的に参画し、がん患者や家族等を支援するネットワークの構築を目指す。

住まいの地域資源の活用や様々な住まい方の提案

様々な住まい方に対応した住まいづくりを推進するため、福祉・まちづくり・環境等関係分野と連携し、環境に配慮した住まいづくりの普及・啓発や高齢者、障害者等の住まい確保・居住支援を行っていく。

重点政策 3	安全で災害に強いまちづくり
政策目的	災害に強く復元力のある都市をつくります

1 現状と課題

- ・コミュニティの希薄化が進み、一人暮らしや高齢者のみ世帯が増える中、地域社会の災害への対応力が低下しています。地域の防災力の向上に向け、この間、防災塾の開催や地区防災計画の策定を行い、幅広い区民が参加し、防災意識を高めるとともに住民同士の新たなつながりを生み出すことができました。引き続き、取組みを継続し、多様な人材の参加を促すことにより、高齢者や障害者などの避難行動要支援者の避難を支援する人材の確保や、スタンドパイプ等の活用による初期消火、延焼防止等を目的としたより実践的な訓練を通じ、日常的な防災意識を根付かせ、災害対応力の向上を図る必要があります。
- ・また、災害時および復旧復興期に欠かせない人員である、区内外のボランティアの受入体制を 整備する必要があります。
- ・避難所における女性に対する配慮が不足しているため、男女共同参画の視点の普及・啓発に向 けた取組みや避難所運営への女性の参画を進める必要があります。
- ・東日本大震災以降、首都直下地震等による東京の被害想定を元に、震災時の火災による延焼が 懸念される木造住宅密集地域の不燃化推進と、緊急輸送道路沿道等の建築物等の耐震化を図っ てきました。また、避難や緊急車両の通行確保のため、狭あい道路の拡幅整備を推進してきて います。
- ・気候変動などに伴う集中豪雨や都市の保水・遊水機能の低下による「都市型水害」への対応の ため、公共施設における流域対策だけではなく、区民や事業者に協力を呼びかけ、雨水流出抑 制施設の設置等の対策を推進しています。
- ・これらの取組みには区民の協力や負担が伴うことから、防災力向上に向けた区民の理解や気運 を更に高める必要があります。
- ・道路、橋梁、公園等の都市基盤施設は、災害時における避難、緊急物資輸送、延焼遮断などの 役割を担い、救命救急、被害拡大の防止、迅速な復旧、復興に不可欠です。
- ・区内の都市基盤整備は遅れており、災害に強い街をつくるため、道路、公園等の都市基盤の整備を計画的に進める必要があります。

2 4年間の取組み方針

住民の力で被害の拡大を防ぐ、防災意識が根づいた地域コミュニティづくり 不燃化や耐震化、豪雨対策等の住民、事業者との協働による推進 道路、公園等の計画的かつ効率的な整備による災害に強い街づくり

3 実現に向けた取組み(重点政策を構成する新実施計画事業)

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	地域防災力の向上	区内全地区において防災塾を引き続き実施し、地区防災計画の検証、ブラッシュアップを行うとともに、地区防災計画の周知を進め、認知率の向上を図る。地域の災害対応力の向上を目指して、災害時に円滑にボランティアを受け入れるためのコーディネーターの育成や区民理解の促進に取り組むとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修の実施や女性リーダーの育成を進める。	危機管理室	53
	木造住宅密集地域 の解消	住宅市街地総合整備事業等を活用した道路・公園等の用地取得や、不燃化特区制度、都市防災不燃化促進事業を活用した老朽木造住宅建築物の除却、建替え等、区民や事業者の協力を得ながら木造住宅密集地域の解消の実現を図る。	防災街づくり 担当部	58
	建築物の耐震化の促進	切迫する首都直下地震に伴う建築物倒壊による人的、物的被害を最小限にとどめるために、自主防災の啓発に努めるとともに、建築物の耐震相談、耐震診断や改修などに向けての支援を平成32年度まで集中的に実施し、早期に区全体として「災害に強いまち」の実現を図る。	防災街づくり 担当部	58
	豪雨対策の推進	「世田谷区豪雨対策基本方針」「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき豪雨対策を推進している。流域対策においては、公共施設だけではなく、民間施設においても、区民や事業者の協力を得ながら雨水貯留浸透施設等の設置・普及を図る。	土木部	59
	狭あい道路拡幅整 備の促進	助成金及び奨励金を活用し、沿道建築物の建替え等に 併せた区による拡幅整備を推進するとともに、建替え等 に伴う拡幅箇所に隣接した沿道建築物所有者に対して協 力を呼びかけ、連続的整備を促進する。	防災街づくり部	59
	道路ネットワーク の計画的な整備	「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」及び「せたがや道づくりプラン」に基づいて、機能的な道路網を着実に整備していく。	道路・交通政 策部	60
	公園・緑地の計画 的な整備	安全で快適な魅力あるまち、環境と共生するまちづくり のために、区民との協働により、地域特性に合った公園 等の整備・拡張を推進する。	みどりとみず 政策担当部	61

4 成果指標

成果指標	直近の状況	目標値
食料を備蓄している区民の割合		
地区防災計画の認知率		
不燃化特区に指定した区域の不燃領域率		
流域対策による雨水流出抑制量		

5 横断的連携により進める取組み

地区防災計画の検証、ブラッシュアップを目指した防災塾の実施(総合支所、危機管理室) 災害時の男女共同参画の視点を取り入れた取組みの推進(危機管理室、生活文化部、総合支所) 「建物が倒れないこと、燃えないこと、浸水しないこと」が安全で災害に強い街づくりの基本 であることを踏まえ、地区防災訓練等における耐震診断や改修、不燃化建替えや豪雨対策の啓 発等に伴う流域対策の実施(総合支所、防災街づくり担当部、土木部、都市整備政策部) 戸別訪問や個別相談会等の機会をとらえた防災対策の総合的啓発(総合支所、防災街づくり担 当部)

災害時避難行動要支援者の命を守る耐震シェルターや耐震ベッド、家具転倒防止器具、感震ブレーカー設置支援などの施策を、真にその支援を必要としている方々に届けるための普及啓発 (危機管理室、防災街づくり担当部、高齢福祉部、保健福祉部、障害福祉担当部)

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

地区防災計画のブラッシュアップ

防災塾の実施を通じて、地域住民との参加・協働による地区防災計画の検証、ブラッシュアップを行うことで地区防災力の向上を図る。

区民との協働による耐震化の促進

地域で開催される地区防災訓練等のイベントへ参加し、耐震化の必要性や区の支援策について周知し、耐震化を促進する。

区民、事業者等との協力、連携による雨水貯留浸透施設等の設置の推進

「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、流域対策を推進する。また、助成制度を活用し、雨水浸透施設や雨水タンクの設置、普及を図る。

建替え等に伴わない狭あい道路沿道建築物所有者への啓発による連続的整備

効果的・効率的な狭あい道路拡幅整備のため、建替え等に伴う拡幅箇所に隣接した沿道建築物所有者に対して協力を呼びかけ、連続的整備を促進する。

区民との協働による公園づくり

公園利用者アンケートやワークショップなどの多様な手法により、計画から管理・運営まで 区民参加を進め、魅力ある公園づくりに取り組む。

重点政策 4	自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現
政策目的	再生可能エネルギーと新たな活力が生まれる環境共生都市をつくります

1 現状と課題

- ・地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えています。夏の高温により熱中症のリスクが 高まり、台風や集中豪雨など過去に例のない大規模風水害の多発も地球温暖化に起因するとされています。また、わが国のエネルギーをとりまく状況は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により一変し、節電・省エネルギーが社会的要請となりました。
- ・区は「自然エネルギーをたくみに使うまち」を掲げ、エネルギーの「地産地消」と自治体間連携を柱に、再生可能エネルギー活用の仕組みづくりと普及拡大に取り組んできました。
- ・省エネルギーや再生可能エネルギー利用を進めるとともに、区民、事業者の省エネ等、環境配 慮行動の実践を拡げ、環境共生都市づくりへの歩みを進めることが、引き続き必要です。
- ・日々排出されるごみの収集・運搬には多くの車両を使い、多量のエネルギーを消費するとともにCO2を排出します。また、集めた可燃ごみの焼却処理の際にもCO2を排出します。
- ・焼却処分により発生した焼却灰や、不燃ごみの一部は東京湾の新海面処分場に埋立処分しますが、新海面処分場は 23 区最後の埋立処分場です。ここが一杯になるとこれ以上東京湾内に埋め立てることはできません。この埋立処分場を少しでも長く使うことは 23 区全体の大きな課題です。
- ・また、家庭ごみの9割以上を占める可燃ごみには、「未使用食品」や「食べ残し」、資源化ルートのある紙類や布類なども多く含まれています。食品ロスの削減や資源の分別などで、ごみの発生抑制を促進する必要があります。
- ・従って、ごみになるものを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」の、そもそも不用な「もの」を発生させない『2 R』の取組みで環境負荷を生じさせないことが重要です。それでも発生するものは、もう一度資源として生かす「リサイクル」が必要です。
- ・区では、環境と共生し、安全・快適で魅力ある住宅都市・世田谷を目指して、平成44年(2032年)にみどり率を33%にする"世田谷みどり33"という長期目標を掲げ、みどりの保全・創出に取り組んできました。みどり率は平成23年(2011年)から28年(2016年)までに0.58ポイント増加し25.18%となりましたが、目標達成には至っていません。
- ・さらに、"生物多様性の恵みをみんなが実感し、大切にしている街"を目指し、多様な機能を持つみどりや生物多様性への関心を深め、みどりの質(環境保全、レクリエーション、防災、 景観形成等の機能を発揮するみどり)の向上を図る必要があります。
- ・引き続き、"世田谷みどり33"の実現に向けて、みどりを守り、増やし、みどりの質の向上を、区民との協働により進めます。
- ・区は、ポイ捨て防止等に関する条例により、ポイ捨てと歩きたばこをしないことを区内全域で 努力義務と定め、環境美化について一定の成果をあげてきました。
- ・近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや、東京 2020 大会開催を契機に、屋内の受動喫煙 防止の取組みと連携して、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進し、区民にと って健康で安全かつ良好な環境を実現することが求められています。
- ・このため、喫煙する人としない人が相互に理解を深め、区民協働により地域のたばこマナーが 向上するまちづくりの実現を目指して(仮称)世田谷区たばこルールを策定し、「迷惑たばこ」

のない環境の整備を進めていくことが必要です。

2 4年間の取組み方針

再生可能エネルギーの普及拡大、区民や事業者等の環境配慮行動による環境共生都市づくり の推進

質、量ともに豊かなみどりの環境づくり たばこマナー向上など環境美化の取組みによる清潔できれいなまちの実現

3 実現に向けた取組み(重点政策を構成する新実施計画事業)

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	環境に配慮した ライフスタイル への転換と再生 可能エネルギー 利用の促進	省エネポイントアクションなど環境啓発を通じて、区民・事業者の省エネ等、環境配慮行動の展開を図る。 自治体間連携による再生可能エネルギーの利用拡大、太陽光発電設備・家庭用燃料電池の普及拡大等、住まいづくりにおける取組みの促進を図る。	環境政策部	55
	区民・事業者の 3 R 行動の促進 【新規】	資源とごみの分別・排出方法及び、収集日と3RのPRを掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」を毎年11月に全戸配布する。また、適正排出の指導を行う事業用大規模建築物の対象範囲を拡大するほか、粗大ごみで排出される「羽毛布団」の資源化及び、可燃ごみ、不燃ごみで排出されたものから資源化対象品目を検討する。	清掃・リサイク ル部	55
	世田谷らしいみどりの保全・創出	区民一人ひとりが身近な場所でちょっとしたみどり空間づくりに取り組み、このみどりを街中に広げ積み上げて大きなみどり空間を創出する、"ひとつぼみどり"運動を展開する。"ひとつぼみどり"運動として、区民が活用できるシンボルツリー植栽、生垣・花壇造成、屋上・壁面・駐車場緑化、雨水浸透施設・雨水タンク設置等の助成の充実や、保存樹木指定、市民緑地拡充を進めるとともに、農業公園の都市計画決定等により、区民と協働して質の高いみどりを守り増やす。植樹祭等のイベントや講習会、みどりのフィールドミュージアムの整備等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高める。	みどりとみず 政策担当部	60
	たばこマナーが 向上するまちづ くりの実現【新 規】	平成 29 年度中を目途に策定する(仮称)世田谷区た	環境政策部	56

4 成果指標

成果指標	直近の状況	目標値
CO ₂ 排出量		
区民1人1日あたりのごみ排出量(g/人日)		
緑化助成によるシンボルツリーの植栽本数		

5 横断的連携により進める取組み

省エネルギー設備や再生可能エネルギーの区施設における率先導入(環境政策部、施設営繕担 当部、庁舎整備担当部、各部)

省エネやごみの排出抑制などの環境負荷の少ないライフスタイルの呼びかけ(環境政策部、清掃・リサイクル部、各部)

民有地のみどりの保全と地域の緑化の推進(みどりとみず政策担当部、総合支所) 農業公園による農のみどりの保全(みどりとみず政策担当部、産業政策部、各部) 喫煙場所の確保等、「迷惑たばこ」のない環境の整備(環境政策部、各部)

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

「省エネポイントアクション」を通じた区民・事業者の省エネ行動の展開

電気やガスの使用量削減率に応じて区内共通商品券を獲得できる事業を通して、区民・事業者の省エネ行動の推進を図る。

区民・事業者の3 R 行動の促進

「資源・ごみの収集カレンダー」を全戸配布し、ごみ減量の基本となる分別・排出ルールの徹底を促す。また、事業用大規模建築物の指導範囲を拡大し、事業者によるごみの分別の 徹底とごみの減量化を促進する。

みどりを守り育てる行動の広がり

区民一人ひとりが身近な場所でちょっとしたみどり空間づくりに取り組み、このみどりを街中に広げ積み上げて大きなみどり空間を創出する、"ひとつぼみどり"運動を展開する。"ひとつぼみどり"運動として、区民が活用できるシンボルツリー植栽、生垣・花壇造成、屋上・壁面・駐車場緑化、雨水浸透施設・雨水タンク設置等の助成の充実や、保存樹木指定、市民緑地拡充を進めるとともに、農業公園の都市計画決定等により、区民と協働して質の高いみどりを守り増やす。

生物多様性の理解

植樹祭等のイベントや講習会、みどりのフィールドミュージアムの整備等により、みどりや 生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高める。

東京 2020 大会を契機とした、たばこマナー向上の全区的展開

区民協働のもと(仮称)世田谷区たばこルールを策定し、区民や事業者と連携したキャンペーン活動や、民間による喫煙場所の新設・改善措置に対する助成等を推進していく。

重点政策 5	世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり
政策目的	文化・芸術・歴史・スポーツを多世代で楽しむ都市をめざします

1 現状と課題

- ・区内には、美術館や劇場など様々な文化施設や多彩で豊富な文化資源があります。区では、こうした区民のかけがえのない財産を、世田谷の魅力として身近に感じ、誇りに思えるよう、また、次世代に継承していくために、世田谷の文化が持つ魅力の発信をしていますが、情報が区民に伝わらず、十分に享受されていない状況となっています。
- ・また、世田谷の歴史や文化を伝える有形・無形の様々な文化財など、資産が豊富にあるものの、 郷土の歴史文化への理解が深まっているとはいえない状況です。このため、世田谷の魅力を再 発見し、自分たちの住むまちに対する愛着を深めるために、郷土「せたがや」の歴史文化を知 り、次世代へ継承する取組みを進める必要があります。
- ・東京2020大会を契機として、区内外から数多くの来訪者が見込まれる中、世田谷の魅力を、区 民をはじめ多くの人々に堪能していただけるよう、区内の魅力をつないで巡る「まちなか観光」 のさらなる推進を図っていく必要があります。
- ・区民の生涯学習活動の中核となる図書館は、資料や情報の豊富な蓄積を基盤とした、区民の暮らしや生活、地域の課題の解決や多様な学習活動を支援するためのレファレンス機能の充実が必要です。
- ・また、多世代・多様な区民が集まる施設としての特性を活かし、読書や学びを通じた交流の場として、地域のコミュニティ意識の醸成や区民参画の促進につながるような取組みも必要です。
- ・区は総合運動場をはじめ、地域体育館、地区体育室、学校施設などスポーツの場の提供に努めているほか、各種スポーツ事業を展開しています。また、地域では総合型地域スポーツ・文化クラブが設立され、スポーツに親しむ機会が広がっています。
- ・一方で、スポーツに対する区民ニーズは多様化しています。東京2020大会を契機とした様々な 取組みの効果を活かし、子どもから高齢者、障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親 しめるような取組みが必要です。

2 4年間の取組み方針

区民が生涯を通じて学び、文化・芸術・歴史に親しめる環境づくり 多世代が集う図書館を情報拠点とした、文化の創造と知のネットワークづくり 総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立や既存クラブの支援、障害者スポーツの推進など、 だれもがスポーツに親しめる機会の創出

3 実現に向けた取組み(重点政策を構成する新実施計画事業)

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの創造性の育み	文化・芸術・歴史資源をはじめとした世田谷の多彩な魅力を、次世代へ継承し、区内外に発信していくため、各情報媒体や(仮称)世田谷デジタルミュージアムを活用するとともに、乳幼児期の子どもをはじめ、区民参加の取組みを進める。	生活文化部	54
	まちなか観光の推進	民間事業者や地域団体等と連携したまち歩きイベント等事業の拡充をはじめ、SNSの活用や観光情報コーナーの拡充等の情報発信機能の強化により、多くの人々が世田谷の魅力を堪能することができる付加価値の高い観光事業を展開する。	産業政策部	57
	知と学びと文化の 情報拠点としての 新たな図書館の創 造	区民生活や地域の課題解決を支援するレファレンス機能の充実や子ども読書活動の推進、ICTの活用、区民参画の促進などに取組み、区民の多様な文化・学習活動と地域コミュニティづくりを支援する。	生涯学習部	48
	だれもが身近な地 域でスポーツに親 しみ、楽しむことが できる環境の整備	東京 2020 大会を契機に、区民の誰もが身近な地域でスポーツに親しめるよう、学校との連携を強化し、総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立や既存クラブへの支援、障害者スポーツの推進に取り組む。	スポーツ推進部	55

4 成果指標

成果指標	直近の状況	目標値
文化的環境に対する区民満足度		
成人の週1回以上のスポーツ実施率		

5 横断的連携により進める取組み

区内外への文化・芸術の魅力の発信(生活文化部、産業政策部)

郷土を知り次世代へ継承する取組み(生涯学習部、政策経営部、生活文化部、産業政策部、都市整備政策部、みどりとみず政策担当部)

新たな図書館機能の創造(生涯学習部、総合支所、各部)

生涯を通じたスポーツの推進(スポーツ推進部、障害福祉担当部、生涯学習部)

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

区民と協働して世田谷の魅力を発信するせたがや歴史文化物語の取組み

建造物や美術工芸品などの有形文化財、伝統芸能などの無形文化財を歴史的なストーリーや 周辺環境との関係性を踏まえ、また、関連ある文化財群を一体としてとらえることで、適切な 保存及び活用を推進する。

民間文化施設等との連携

区内の民間文化施設等と、相互に協力・連携していくことにより、より一層、世田谷の文化・ 芸術の魅力の高めていく取組みを推進する。

区民との交流を生み出す観光事業の展開

地域で活動するNPOや団体などが、民間事業者や大学等と相互に連携して観光事業を実施することにより、来訪者と区民との交流を促進していく。

総合型地域スポーツ・文化クラブの運営

区から物品貸付や広報などの支援を行うことで、地域住民が自主運営しているクラブの継続的な運営を図る。

スポーツ事業における区内大学等との相互協力

区内大学等と区が協働して事業等を実施し、会場の提供や周知等で相互に協力する。また、 区が実施する事業等に、大学等から招待選手や応援団、運営・救護スタッフの派遣協力を受け る。

障害のある人とない人とがともに楽しめる障害者スポーツの取組み

区民が障害者スポーツを体験できる機会を増やしていくとともに、障害のある人とない人が 一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動を運営するスタッフの育成を実施する。

重点政策 6	豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進
政策目的	コミュニティ活動で互いに支える都市をつくります

1 現状と課題

- ・超高齢社会の到来を目前に、高齢者、障害者の見守りや、地域ぐるみの子育てなど、お互いに 支えあう地域社会づくりが求められています。これまで、区民、町会・自治会や NPO、事業者 などとの協働を通して、福祉、健康づくり、防災、防犯、外国人支援、生活課題の解決など、 様々な分野で取組みを進めてきました。
- ・一方、地域活動の担い手は、地域への関心が高く、自分の裁量で使える時間が比較的多い人に 限られている傾向があります。住民同士の交流が減少しており、公共のために率先して行動す る人も少なくなってきています。
- ・また、ボランティアをしたいという意欲を持つ人は増えていますが、活躍の場面を見出せないために活動につながらないケースも少なくありません。若い世代を中心にプロボノ(スキルや経験を活かした社会貢献)に参加したいという動きもある中で、いかに活躍の場面のバリエーションを確保し繋いでいくか、また、活動が定着するようにバックアップするかが課題です。
- ・また、地域活動をできるかぎり「見える化」し、誰もが当たり前に地域活動を担っていける環境を醸成するとともに、公共施設の効率的な活用などにより活動の場を確保し、施設運営における住民の関与を深めていくことも必要です。
- ・町会・自治会、商店街、PTA、自主防犯活動団体等による防犯活動は活発に行われていますが、構成員の高齢化が進んでいる団体もあり、将来の防犯活動を担う人材の育成が必要となっています。防犯カメラについては、町会・自治会、商店街等による設置、区立小学校通学路への設置が進められており、今後も、犯罪発生状況を踏まえた防犯カメラの設置を促進して、各種犯罪を抑止する必要があります。
- ・地区レベルの街づくりにおいては、街づくり協議会等を通じて地区の特性や地区住民の意見を 踏まえ、区民相互、区民と区の合意形成のもと地区計画など、身近な街づくりのルールをつく ってきました。
- ・一人ひとりが街への愛着や誇りを持ち、将来の街づくりの担い手となって、多くの方々に街づくりや地域活動への理解や関心を持っていただくかが課題となっています。
- ・世田谷区は、個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、全ての区民が自分らしく活躍できる地域社会づくりを目指しています。国籍や文化的背景の違いを受け入れ、在住外国人への生活支援、日本人と外国人とが地域で支え合う関係づくりや、男女だけでなく多様な性への理解促進、区民の地域活動への参画をいかに進めるかが課題です。
- ・グローバル化が進む中、外国人観光客の増加、さらに東京2020大会における馬術競技の開催や 米国のホストタウンに承認されたことをきっかけに、外国人との交流の機会は今後ますます増 え、区民とともに様々な国際交流を推進する必要があります。
- ・国内市場が人口減少により縮小する中、区内産業の持続的な成長に向け、経営力の強化や産業 の高度化など産業基盤を支える取組みが重要となっています。
- ・働く意欲があるにも関わらず、子育てや介護等により自分のライフスタイルにあった働き方で 働くことができない現状があります。

- ・また、個人の能力を活用した創業や地域の課題解決につながるソーシャルビジネスを推進することは、地域社会を支える区内産業を担う人材の充実につながります。さらに、職住近接により新たな時間が生まれ、仕事と生活の調和が可能となり、コミュニティ活動に参加しやすくなります。
- ・そのためには、産学金公の連携による創業支援や、多様な就労形態等を可能とするテレワーク やコ・ワーキングスペース等の環境整備を促進していくことが必要です。

2 4年間の取組み方針

地域活動への参加を促進するための環境づくりと区民や事業者による協働の促進 地区まちづくりの推進に向けた区民の主体的な取組みの支援 多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と多文化共生を推進する地域社会づくり 職住近接に向けた産業基盤の強化と多様な働き方の推進

3 実現に向けた取組み(重点政策を構成する新実施計画事業)

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	豊かな地域社 会づくりに向 けた区民によ る参加と協働 のまちづくり	「参加と協働」の更なる推進とコミュニティ活動で支える豊かな地域社会づくりに向け、町会・自治会や市民活動団体等に対する活動支援を強化するとともに、「提案型協働事業」の拡充に取組む。また、ボランティア・マッチング事業の実施により、コミュニティ活動への参加の裾野を広げていく。	生活文化部	52
	コミュニティ 活動の場の充 実【新規】	けやきネット開放施設の時間枠の効率化や公共施設の空き時間の活用等により、住民の自主的な活動の場を確保する。また、より住民に開かれ、利用しやすい施設とするため、各地区に住民による(仮称)地区コミュニティ施設協議会を設置し、地区内の施設や活動団体についての情報共有、施設運営への関与の仕組みづくりに取り組む。	地域行政部	53
	犯罪のないま ちづくり	地域住民による自主的な防犯活動への支援を行うことで、犯罪の抑止や子どもの見守りなど、地域ぐるみで犯罪のないまちづくりを推進する。また、新たな地域防犯リーダーの育成を図るとともに、地域団体への防犯カメラ整備費用等の補助を行う。	危機管理室	54
	地区街づくりの推進	道路と鉄道の連続立体交差化や外かく環状道路等の都市施設の整備、大規模団地の建替えなど、地区の状況に応じて、街の特性や課題を共有するための、アンケートや意見交換会を行うなど区民参加を基本とした合意形成を図りながら、地区計画等の策定および見直しに取り組む。	都市整備政策部	60

方針	事業名	取組みの概要	主管部	頁
	男女共同参画 の推進	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に取り組む事業者の顕彰や、講座・研修等を通じて男女共同参画社会の実現に取り組むとともに、性的マイノリティ相談の実施や同性パートナーシップ宣誓の受付を通じて、多様な性への理解の促進を図る。	生活文化部	58
	多文化共生の 推進【新規】	多文化共生社会の実現に向け、在住外国人への日本語の支援や多言語表記に取り組むとともに、多文化共生を支えるボランティア等の育成を進める。 また、市民同士の相互訪問と在住外国人や留学生、関係団体とともに行う地域での交流を通じて、多様な文化と触れ合い、様々な国際交流が展開する地域づくりに取り組む。	生活文化部	54
	世田谷産業の基礎づくり	経営支援コーディネーターによる総合的な経営支援や産学金公の連携による新たなビジネスモデルや新製品の開発に向けた取組みの推進、販路開拓や知的財産取得に係る支援など区内事業者の経営安定、事業継続・発展に向けた支援を行う。	産業政策部	56
	世田谷産業を 担う人材の充 実と活用	子育てや介護をしている区民の働き方改革の推進をはじめ、多様な働き方に対応するテレワークやコ・ワーキングスペース等の環境整備を促進していく。また、地域資源を活用したソーシャルビジネス支援や産学金公の連携による創業支援を推進することにより、区内産業を担う人材の充実と区民の就業促進を図る。	産業政策部	57

4 成果指標

成果指標	直近の状況	目標値
地域活動への参加度		
多文化共生施策が充実していると思う区民の割合		
地区計画の策定・変更地区数		
地区街づくり計画の策定・変更地区数		

5 横断的連携により進める取組み

地域ぐるみの子育てや見守り等の住民同士の支えあいや、地区の街づくり、防犯・防災対策、 清掃活動等の環境美化の取組み等の住民主体の地域運営など、あらゆる分野の自治活動を促進 するコミュニティづくり(生活文化部、各部)

防災、見守り、福祉、健康づくり、スポーツなど、さまざまな地域活動へ参加する機会の提供 (各部)

地域活動団体の活発化のための支援、地域活動人材の確保育成への協力(生活文化部、各部) 地区街づくりへの支援と協力(都市整備政策部、総合支所)

男女共同参画の推進、交流事業及び外国人の生活支援における各所管との連携と協力(生活文化部、各部)

6 区民・事業者との参加と協働により進める取組み

協働の理解促進と提案型協働事業の拡充

区とNPO等との協働について、社会的意義の理解促進を図るとともに、地域の課題解決に向け、提案型協働事業の取組みを拡充する。

地区街づくりの推進

様々な機会を設けて街づくりに関する情報の提供や街づくりを学ぶ機会を増やし、街に関する関心や理解を養う。区民の主体的な取組みを支援するとともに、基礎調査・アンケート・説明会等を実施する。

男女共同参画と多文化共生の実現に向けた普及啓発と人材育成

固定的な性別役割分担意識の解消や性的マイノリティに対する理解促進に係る啓発活動を行うとともに、在住外国人への日本語支援ボランティアの育成や多文化共生講座の開催などを通じ、地域で多文化共生を支える人材を育成する。

地域資源の活用による産業の基盤強化と活性化

区内産業の基盤強化と人材充実に向け、金融機関や産業支援機関、大学と連携しながら、各機関の強みを生かした質の高い創業支援・経営支援を推進するとともに、地域課題に取り組む NPO等を活用した多様な産業の創出に取り組む。

多様な働き方の推進による地域コミュニティの参加促進

多様な働き方を推進するため、個人それぞれに対応した職場環境の整備を図る。また、区内 事業者の理解促進を進め、区民の地域での就業をさらに進める。 第4章 新実施計画事業

1. 重点政策、分野別政策に基づく取組み

「世田谷区基本計画(平成 26 年度~平成 35 年度)」の重点政策、分野別政策に基づく 取組み(重点政策を構成する事業、個別計画における重要な事業)を以下のとおり整理 しました。

分野	新実施計画事業	重点 政策	所管部	頁
	生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推 進		世田谷保健所	44
	介護予防の総合的な推進		高齢福祉部	44
	認知症在宅支援の総合的な推進		高齢福祉部	44
	相談支援機能の強化		総合支所	45
	在宅医療・介護連携推進事業 【新規 】		保健福祉部	45
	見守り施策の推進		高齢福祉部	45
健康	地区・地域での社会資源の発掘・創出		総合支所	46
•	在宅生活を支える保健福祉サービスの整備		高齢福祉部	46
福 祉	全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営		梅ヶ丘拠点整備担当部	46
	障害者の地域生活の支援と障害者差別の解		障害福祉担当部	47
	消【新規】			47
	梅ヶ丘福祉人材育成・研修センター運営【新		保健福祉部	47
	規】			47
	地域包括ケアシステムの深化に向けた検討		 保健福祉部	47
	と推進【新規】			71
	障害者就労の促進		障害福祉担当部	48
	若者の交流と活動の推進		子ども・若者部	48
	知と学びと文化の情報拠点としての新たな	生涯学習部		48
	図書館の創造			
	家庭・地域における子育て支援の推進		子ども・若者部	49
	保育・幼児教育の充実		子ども・若者部	49
子	妊娠期からの切れ目のない支援(世田谷版ネ		 子ども・若者部	49
子ども若者	ウボラ)の推進 【新規 】		JCO TIEN	40
若	子どもの成長と活動の支援【新規】		子ども・若者部	50
者・	「世田谷9年教育」の推進		教育政策部	50
教育	特別支援教育の充実		教育政策部	50
月	世田谷の教育を推進する拠点づくり~教育		 教育政策部	51
	総合センター~【新規】		が日本来中	01
	支援を必要とする子どもと家庭のサポート		子ども・若者部	51
	教育相談・不登校対策の充実		教育政策部	51
	効果的な児童相談行政の推進 【新規】		子ども・若者部	52
	生きづらさを抱えた若者の支援		子ども・若者部	52

分野	新実施計画事業	重点 政策	所管部	頁
	豊かな地域社会づくりに向けた区民による 参加と協働のまちづくり		生活文化部	52
	コミュニティ活動の場の充実【新規】		地域行政部	53
	地域防災力の向上		危機管理室	53
	犯罪のないまちづくり		危機管理室	54
	多文化共生の推進【新規】		生活文化部	54
墓	文化・芸術・歴史資源の魅力発信と子どもの		ルンエン ハンコ	
暮らし	創造性の育み		生活文化部 	54
•	だれもが身近な地域でスポーツに親しみ、楽		コ + ・ ハナ件 〉生 立口	
コミュニティ	しむことができる環境の整備		スポーツ推進部 	55
그	環境に配慮したライフスタイルへの転換と		環境政策部	55
テ	再生可能エネルギー利用の促進			55
1	区民・事業者の3 R行動の促進【新規】		清掃・リサイクル部	55
	たばこマナーが向上するまちづくりの実現		環境政策部	56
	【新規】			50
	世田谷産業の基礎づくり		産業政策部	56
	世田谷産業を担う人材の充実と活用		産業政策部	57
	まちなか観光の推進		産業政策部	57
	男女共同参画の推進		生活文化部	58
	木造住宅密集地域の解消		防災街づくり担当部	58
	建築物の耐震化の促進		防災街づくり担当部	58
	豪雨対策の推進		土木部	59
	狭あい道路拡幅整備の促進		防災街づくり担当部	59
	様々な住まいづくりと居住支援		都市整備政策部	59
都	世田谷らしいみどりの保全・創出		みどりとみず政策担当部	60
都市づくり	地区街づくりの推進		都市整備政策部	60
	道路ネットワークの計画的な整備		道路・交通政策部	60
נו	公園・緑地の計画的な整備		みどりとみず政策担当部	61
	魅力ある風景づくりの推進		都市整備政策部	61
	魅力あるにぎわいの拠点づくり		都市整備政策部	61
	公共交通環境の整備		道路交通政策部	62
	連続立体交差事業等による安全安心の拠点 づくり		北沢総合支所	62

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	生涯を通じた一	【現状と課題】	世田谷保健
	人ひとりの健康	平成 29 年度を初年度とする健康せたがやプラン(第二次)	所
		後期に基づき、区民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりに取	771
	づくりの推進	り組めるよう働きかける必要がある。	
		こころの健康等に関する様々な相談窓口については、相互に	
	<重点政策2>	活用できる機能や役割を整理し共有したうえで、区民へ周知し	
		ていく必要がある。	
		がん対策については、予防、早期発見、正しい知識の普及等	
		に取り組んできたが、がんにより死亡する区民の割合は約3割	
		と死亡原因の1位であり、今後も更なる推進が必要である。	
		【事業内容】	
		区民の健康長寿を目指して、生活習慣病予防等の推進を図る	
		とともに、こころの健康づくりやがん対策など、 全世代を通	
		した区民の健康づくりの取組みを推進する。	
		【取組み例】	
		・精神保健福祉推進	
-	ᄉᄷᄀᅜᇰᄴᄼ	・がん対策 【現状と課題】	= #A ha hu ha
	介護予防の総合	【呪がこ跡題】 介護予防普及啓発講座の実施とあわせて、「世田谷いきいき	高齢福祉部
	的な推進	「角膜が関目及音光調度の実施とのわせて、 世間音れられる 体操」の開発など、区民が自主的に効果的な介護予防の取り組	
		一体深りの開発など、区民が自工的に効果的な介護予防の取り組織を継続できる仕組みを作り、介護予防の普及啓発に取り組ん	
	<重点政策2>	でいる。今後、高齢者の興味やモチベーションを高める周知や	
	主灬政术工	実施方法の工夫など、事業の充実を図り、高齢者自身が主体的	
健康		に介護予防に取り組むことの重要性を認識してもらい、地域全	
. 康		体が元気になるような意識の醸成が必要である。また、介護予	
福 祉		防・日常生活支援総合事業については、支えあいによる互助の	
祉		サービスの充実とあわせて、適切な支援につなぐための介護予	
		防ケアマネジメントの質の向上が重要な課題となっている。	
		【事業内容】	
		高齢者が興味や意欲を持って主体的に、介護予防の必要性を	
		行政や地域の区民とともに考え理解し、自ら介護予防活動に取	
		組む機運の醸成を進める。また、介護予防・日常生活支援総合	
		事業における多様なサービスの充実を図るとともに、介護予防	
		ケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の自立支援や要介	
		護度の重度化防止を目指す	
		【取組み例】	
-	+74-+4-	・一般介護予防事業	
	認知症在宅支援	【現状と課題】	高齢福祉部
	の総合的な推進	認知症の在宅支援体制の強化のため、「認知症在宅生活サポ ートセンター」の平成 32 年度開設に向け、訪問サービスによ	
		一トセンター」の干成 32 年度開設に向け、前向サービスによ る在宅支援サポート、家族支援サポートなど 5 つの機能を順次	
	<重点政策2>	る住宅交援リが一下、家族交援リが一下などよりの機能を順次 事業化している。各事業の効果検証と運営体制の確保が課題で	
	· = \(\in\) \(\mathcal{K} \) \(\begin{array}{c} \cdot \)	事業化している。日事業の効果快能と建合体制の確保が誘題で ある。	
		じる。 【事業内容】	
		Nation	
		症施策の充実を図るとともに、センターの円滑な運営に向けた	
		体制づくりを行い、認知症在宅支援の取り組みを推進する。	
		【取組み例】	
		・認知症包括支援事業	

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	相談支援機能の強化 <重点政策2>	【現状と課題】 「福祉の相談窓口」の充実と、地域の人材などの社会資源開発や地区の課題解決を進める「参加と協働の地域づくり」に取り組んでいる。「福祉の相談窓口」の区民の認知度を向上させるとともに、職員の相談の対応力の向上が必要である。 【事業内容】 三者連携による「福祉の相談窓口」の認知度を向上させ、身近なセーフティネットとなる相談窓口として、区民に活用されるよう努める。 「福祉の相談窓口」では、まちづくりセンターでの多様な相談の対応力向上など、複合的課題にも対応できるようスキルアップを図り、障害者、子ども・子育て、生活困窮等への相談の充実を図る。総合支所では、「福祉の相談窓口」へのバックアップを進める。 また、障害者や家族の多様な相談支援を進める必要があり、地域障害者相談支援センター等の質の向上と機能充実に努める。 【取組み例】・福祉の相談窓口の PR 活動	総合支所
	在宅医療・介護 連携推進事業	【現状と課題】 日常の医学的管理と適切な介護を提供することで自宅での 療養生活を可能とする「在宅医療」について、区民や関係者に 十分普及されていない現状がある。患者本人の意向や心身の状	保健福祉部
健康・福祉	<重点政策 2 >	能に沿って、必要な医療と介護が切れ目なく提供される体制の構築が課題となっている。 【事業内容】 医療職・介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会で、世田谷区の医療・介護提供体制のあるべき姿(目標)や進め方の全体像を協議・共有しながら、介護保険制度の地域支援事業の仕組みを活用して、在宅医療・介護連携推進事業の取組みを進める。 【取組み例】 ・在宅医療の充実 ・在宅医療・介護連携推進事業	
	見守り施策の推 進 <重点政策2>	【現状と課題】 区内 27 地区において、さまざまな形で見守り活動が行われている。地区において、住民が参加するさまざまな会議体がある中で、各地区の実情に応じて地区高齢者見守りネットワークが今後も維持・発展できるよう、会議体を効率的・効果的に運営していく必要がある。 さらに、見守りの取組みを進めることにより、地域づくりの推進につなげていく必要がある。 【事業内容】 地域の中で孤立化している高齢者等を、日常生活や事業活動の創意工夫により把握し、日頃から気に留め、さらに異変に気づくことができるよう、取組みの好事例の地区間での情報共有を図っていく。また、見守りを進める中で、課題の発見やネットワークの充実を図り、地域づくりを進めていく。 【取組み例】 ・地区高齢者見守りネットワーク事業	高齢福祉部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	地区・地域での 社会資源の発 掘・創出 <重点政策2>	【現状と課題】 地区や地域での課題解決のためには、住民による支えあいを進めるとともに、地区・地域において社会資源の発掘・創出を図り、住民が主体となる多様な活動を支援する必要がある。 【事業内容】 「地区アセス」の策定等を通し、地区の課題把握と社会資源開発等を行う。居場所や生活支援サービス、地域人材など、さまざまな社会資源を発掘・創出、コーディネートすることで、地区・地域の多様な主体による参加と協働の地域づくりに継続して取り組む。 【取組み例】 ・社会福祉協議会のサロン、子育でサロン、ミニデイ、地区差ポーターの充実など・三者連携による地区の社会資源開発	総合支所
健康・福祉	在宅生活を支える保健福祉サービスの整備 < 重点政策 2 >	【現状と課題】 区では、介護が必要な方も可能な限り住みなれた地域で生活を送ることができるよう、在宅サービスの充実と計画的な施設整備を推進している。施設の未整備地区の解消を図りながら、認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム等の整備を更に進めていく。 【事業内容】 地域包括ケアシステムの構築に向け、「介護」及び「住まい」の拠点となる地域密着型サービスや都市型軽費老人ホームを、3年ごとに策定する「世田谷区介護施設等整備計画」に基づき、補助金等を活用して計画的に整備する。 【取組み例】・地域密着型サービス拠点等整備助成	高齢福祉部
	全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営 <重点政策2>	【現状と課題】 区はこれまで、全区的な保健医療福祉の拠点として、集積される各施設の事業運営検討や拠点全体の事業運営の検討を行ってきた。拠点は、先駆的な取組みを行い地域サービスのバックアップを行うこととしており、現在その手法が課題となっている。 【事業内容】 梅ヶ丘拠点区複合棟の整備を進め、平成32年4月に運営を開始する。全区的な保健医療福祉の拠点として、先駆的な取組みなど行い、情報発信し地域サービスをバックアップする。 【取組み例】 ・梅ヶ丘拠点整備	梅ヶ丘拠点整備担当部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	障害者の地域生 活の支援と障害 者差別の解消 〈重点政策 2 〉	【現状と課題】 障害者の日中活動の場である通所施設の利用者は年々増加しており、今後も増加が見込まれている。同時に、グループホームも親亡き後や地域生活への移行後の居住の場として重要であり、通所施設、グループホームの定員増を図っていく必要がある。また、医療的ケア児とその家族の支援には、保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みをつくり、成長段階に応じた支援が必要となっている。これらを推進する基礎として、障害理解の促進や障害者差別解消に向けた取組みが重要である。 【事業内容】 医療的なケアを要する方や重度障害者を含め、個々のニーズに沿った、日中活動や居住の場を計画的に整備していくとともに、医療的ケア児やその家族に対する支援に取り組む。また、障害理解と障害者差別の解消に向け、啓発と実効ある取組みを推進する。 【取組み例】・障害者施設整備促進等事業	障害福祉担 当部
健康・福祉	梅ヶ丘福祉人材 育成・研修セン ター運営 <重点政策2>	・障害者施設整備促進等事業 【現状と課題】 高齢者や障害者等の増加や支え手となる年齢層の人口減少によって、介護職員をはじめとする福祉の専門人材等の確保・育成・定着が喫緊の課題である。また地域包括ケアシステムを推進するためには、多職種による連携を強化する研修等事業も不可欠である。 【事業内容】 福祉人材の確保、育成、定着支援に取り組むため、梅ヶ丘拠点区複合棟に平成32年4月に開設するとともに、梅ヶ丘拠点内の連携や分野を超えた研修などの新たな形の事業検討に取り組む。また、担い手の裾野の拡大に向けた取組み等を実施する。 【取組み例】 ・(仮)梅ヶ丘福祉人材育成・研修センター運営	保健福祉部
	地域包括ケアシ ステムの深化に 向けた検討と推 進 〈重点政策2〉	【現状と課題】 区では平成26年度から、高齢者だけでなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者等も対象とした地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいる。今後は、国による「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた動向も踏まえ、地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要がある。 【事業内容】 地域包括ケアシステムを更に深化・推進するために、これまでの取組みの検証、課題整理と対応策の検討を行う。 【取組み例】 ・地域保健福祉審議会の運営	保健福祉部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
健康・福祉	障害者就労の促 進	【現状と課題】 就労の難しい障害者の支援の充実と新たな雇用の場の創出 や、支援希望者が区内の複数の就労支援機関に登録しているこ とにより、効果的な支援ができない現状も課題である。 また、施設で働く障害者の経済的自立を図るため、さらなる 工賃向上の取組みが必要である。 【事業内容】 障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自 立した生活が送れるよう、障害者の就労支援や施設で働く障害 者の工賃向上に取り組む。 【取組み例】 ・障害者就労促進事業	障害福祉担 当部
子ども若者	若者の交流と活動の推進 <重点政策1>	【現状と課題】 様々な状況に置かれた若者にとって、利用しやすい、開かれた場をつくることが求められているとともに、より多くの若者の自立と成長を促すための主体的な活動をサポートする多様な取組みが必要である。また、若者が自ら社会との関わりを積極的にもてるよう、地域との連携・協力をさらに強化していく必要がある。 【事業内容】 児童館や青少年交流センターにおける各種事業を通じて、若者自らが主体的に活動する機会を創出し、自立と成長を促すとともに、社会・地域への参加・参画意識の醸成を図る。 【取組み例】・中高生支援事業	子ども・若者部
若者・教育	知と学びと文化 の情報拠点とし ての新たな図書 館の創造 <重点政策5 >	【現状と課題】 日常的に図書館を利用している区民は3割程度であり、より多くの区民が図書館を活用できるよう、新たな機能やサービス内容等を充実させる必要がある。また、子どもの読書量は学齢が上がるにつれて大幅に減少してしまうことから、切れ目のない読書の推進も必要である。さらに、地域の課題解決等を支援するためのレファレンス機能の充実も求められている。 【事業内容】 区民生活や地域の課題解決を支援するレファレンス機能の充実や子ども読書活動の推進、ICTの活用、区民参画の促進などに取組み、区民の多様な文化・学習活動と地域コミュニティづくりを支援する。 【取組み例】 ・生涯学習拠点としての図書館の充実	生涯学習部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	家庭・地域における子育て支援の推進 <重点政策1>	【現状と課題】 世田谷区は、若者世代の転入が多く、血縁等に頼れない中で子育ての孤立化を防ぐため、身近な地域で見守り支援する取組みを進めてきたが、世田谷版ネウボラがスタートし、更なるネットワークの構築を行う中で、地域の子育て支援が果たす役割がこれまで以上に求められている。 【事業内容】 おでかけひろばや児童館親子サークル、児童館サポーター事業、ファミリー・サポート・センター事業等を通じて、地域に支えられながら子育てを楽しむことのできる環境を整える。 【取組み例】 ・子育てつどいの広場	子ども・若者部
子ども若者・教育	保育・幼児教育 の充実 <重点政策1>	【現状と課題】 これまで様々な手法により保育施設整備等に取り組み定員 拡充を進めてきたが、就学前人口と入園申込者数の増加傾向を 踏まえて上方修正した整備計画に基づき、引き続き待機児童解 消に向けた取組みが必要である。一方で、全ての子どもの最善 の利益のため、質の高い保育・幼児教育の充実にも取り組み「子 どもを中心とした保育」が展開される必要がある。 【事業内容】 保育定員の拡充を進め保育待機児童の解消を図るとともに、 巡回指導相談や体系的な研修の実施、世田谷区保育の質ガイド ライン、幼児教育・保育推進ビジョンに基づく取組み等を通じ て、世田谷区幼児教育・保育の質の向上に取り組む。 【取組み例】 ・保育施設整備	子ども・若者部
	妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ)の推進 <重点政策1>	【現状と課題】 妊娠中や産後、育児時期等、子育てには誰もが様々な不安を抱えるものであり、核家族化等とも合わさり妊産婦、子育て家庭の孤立感や負担感が高まっている。そこで、妊娠期から就学期までの支援を切れ目なく提供するための相談支援体制の確立が必要となっている。 【事業内容】 利用者支援事業の拡充等、相談支援体制の充実を図るとともに、地域・医療との連携強化を通じて、個々の妊婦や子育て家庭に寄り添った支援に努め、世田谷版ネウボラを推進する。 【取組み例】 ・妊娠期からの切れ目のない支援	子ども・若者部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
子ども若者・教育	子どもの成長と活動の支援 <重点政策1>	【現状と課題】 区では児童館において、乳幼児から小・中・高校生までにわたる長期的な関わりや地域との連携に取り組んでおり、その役割は一層重要となっている。一方で、プレーパークをはじめ、地域の資源を活用しながら外遊びのできる環境を整えてきたが、今後は外遊びの啓発と拠点作り、活動の充実を進める必要がある。 【事業内容】 外遊びの推奨やサマーキャンプなどの児童館事業を通じて、地域の中で異年齢交流の機会を創出するとともに地域とともに子どもの成長を支える環境を整える。 【取組み例】 ・自然体験遊び場事業	子ども・若者部
	「世田谷9年教育」の推進 <重点政策1>	【現状と課題】 一人ひとりの個性や学習の習得状況に応じて、基礎基本の定着を図り、多様な能力、個性を伸ばす教育を学校と家庭、地域が連携して推進することが求められている。社会が大きく変化する中で、柔軟に適応し、問題を解決する資質・能力を持った子どもを育てる教育・指導が必要である。 【事業内容】 体験などを通して、理数教育・プログラミング教育等(STEM教育)や英語教育など、これからの社会を生きる力の育成や、言語能力を高める取り組みを推進する。 【取組み例】 ・世田谷9年教育の推進	教育政策部
	特別支援教育の 充実 <重点政策1>	【現状と課題】 障害のある子ども一人ひとりの状態に応じた特別支援教育を充実するためには、シームレスで連続性のある支援の場を整備する必要がある。また、共生社会の実現に向け、次世代を担っていく子どもたちが障害者理解を深めていくことが重要であることから更なる取組みの推進が必要となっている。 【事業内容】 配慮を要する子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その子どもの能力や可能性を最大限に伸長するため、関係機関との連携を図り、特別支援教育を推進する。 【取組み例】 ・特別支援教育の推進	教育政策部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
子ども若者・教育	世田谷の教育を 推進する拠点づ くり~教育総合 センター~ <重点政策1>	【現状と課題】 様々な教育課題、学校だけでは対応することが難しい課題の深刻化防止や早期解決、配慮を要する子どもへの適切な対応に向けた支援が求められる中で、学校に対して専門的立場から支援する体制の一層の充実が求められている。学校を支えるとともに適切な対応を行うため、専門性の高い研修・研究に取り組み、家庭、地域、教育関係機関と協働連携して対応する中核的な推進機関が必要である。 【事業内容】 教員研修や専門的な研究活動の場であるとともに、専門人材や外部人材を確保、有効活用し、教育相談や学校、子どもの支援機能を担う、世田谷の教育を推進する拠点を整備する。 【取組み例】・教育総合センターの整備	教育政策部
	支援を必要とす る子どもと家庭 のサポート 〈重点政策 1 〉	【現状と課題】 特定妊婦や周産期の課題、ひとり親家庭や子どもの貧困、医療的ケアの必要な児童の保育等、必要とされる支援は多様化している。これまで以上に子どもと家庭の総合相談を担う子ども家庭支援センターのソーシャルワーク力の充実が求められている。 【事業内容】 配慮や支援等を必要とする子どもが、家庭や地域の中で健やかに成長・発達していくことができるように、ひとり親家庭への住まいや就業などの自立に向けた総合的支援を含め子どもの貧困対策としての効果的な施策の展開や、児童虐待防止対策の推進などを通じて、子どもや家庭の状況に応じたサポートの体制を充実する。 【取組み例】・子ども家庭支援センター運営事業	子ども・若者部
	教育相談・不登 校対策の充実 〈重点政策 1 〉	【現状と課題】 教育環境におけるいじめの未然防止や不登校となる可能性のある児童・生徒の早期発見、発生後の深刻化防止等の重要性が高まっており、教育相談や不登校対策の取組みとともに、いじめ防止対策等を進めていく必要がある。また、不登校の児童・生徒を一貫して支援する体制を整備し、学習や体験の機会の充実を図る必要がある。 【事業内容】 学校内外における教育相談体制の強化、不登校の児童・生徒・保護者・学校を支援する体制の整備を図り、併せて児童・生徒を対象とした全校調査などのいじめ防止対策を推進する。 【取組み例】 ・教育相談・ネットワーク連携	教育政策部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
子ども若者・教育	効果的な児童相 談行政の推進 〈重点政策 1 〉	【現状と課題】 年々増加傾向にある児童虐待相談に迅速に対応し、子どもの 生命と権利を確実に守るため、児童相談所と地域、子ども家庭 支援センターが一体となった総合的な児童相談行政の推進が 求められている。 【事業内容】 東京都から児童相談所の移管を受け、一元的かつ地域の支援 を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指す。ま た、児童相談所の設置に伴い、一時保護所の整備や、里親等の 普及促進等に取り組む。 【取組み例】 ・児童相談所開設の推進	子ども・若者部
	生きづらさを抱えた若者の支援	【現状と課題】 これまで、関係機関と連携を図りながら、生きづらさを抱えた若者への支援に取り組んできたが、生きづらさを抱えた若者には、早期介入の支援が次の動き出しへの効果が期待できることから、今後は区立中学校等との連携による中高生世代の切れ目のない支援、早期支援に取り組む必要がある。 【事業内容】 社会参加のきっかけをつかめない、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者に対し、就労、福祉、医療等の関係機関と連携しながら支援することを通じ、社会参加や就労に向かえるよう支援する。 【取組み例】 ・若者支援連携事業	子ども・若者部
暮らし・コミュニティ	豊かな地域社会 づくりに向けた 区民による参加 と協働のまちづ くり 〈重点政策6〉	【現状と課題】 地域活動やボランティア等への社会参加の意識をもっていても、実際に活動に取り組むまでに至っていない潜在層が多い状況である。また、町会・自治会の加入率の低下、活動の中心となっている会員の高齢化が課題となっている。 【事業内容】 「参加と協働」のさらなる推進とコミュニティ活動で支える豊かな地域社会づくりに向け、町会・自治会や市民活動団体等に対する活動支援を強化するとともに、「提案型協働事業」の拡充に取組む。また、ボランティア・マッチング事業の実施により、コミュニティ活動への参加の裾野を広げていく。 【取組み例】 ・市民活動の促進	生活文化部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	コミュニティ活動の場の充実 <重点政策6>	【現状と課題】 防災や福祉、見守り等の住民による自主的な活動を通じて、「地区力」、「地域力」を高めていく必要があるが、活動の場が広がらないケースも多く見られる。 【事業内容】 けやきネット開放施設の時間枠の効率化や公共施設の空き時間の活用等により、住民の自主的な活動の場を確保する。また、より住民に開かれ、利用しやすい施設とするため、各地区に住民による(仮称)地区コミュニティ施設協議会を設置し、地区内の施設や活動団体についての情報共有、施設運営への関与の仕組みづくりに取り組む。 【取組み例】 ・けやきネット施設の効率的な運用	地域行政部
暮らし・コミュニティ	地域防災力の向上 <重点政策3>	【現状と課題】 平成26年度より区内全地区において防災塾を実施し、平成28年度末に地区防災計画を策定した。今後は、多様な人材の参加を促すとともに、地区防災計画を検証し、ブラッシュアップしていく必要がある。 東日本大震災等において、ボランティアの円滑な受け入れや避難所における女性への配慮不足により物資の受取等にも女性が苦慮するなどの課題が浮き彫りになった。こうした過去の経験を学ぶことで、平時から発災時に備えた取組みを進めていく必要がある。 【事業内容】 区内全地区において防災塾を引き続き実施し、地区防災計画の検証、ブラッシュアップを行うとともに、地区防災計画の周知を進め、認知率の向上を図る。 地域の災害対応力の向上を目指して、災害時に円滑にボランティアを受け入れるためのコーディネーターの育成や区民理解の促進に取り組むとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災研修の実施や女性リーダーの育成を進める。 【取組み例】・地域防災力の向上	危機管理室

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	犯罪のないのま	【現状と課題】	危機管理室
		町会・自治会、商店街、PTA、自主防犯活動団体等による	
	ちづくり	防犯活動は活発に行われているが、構成員の高齢化が進んでい	
		る団体もあり、将来の防犯活動を担う人材の育成が必要となっ	
	<重点政策6>	ている。	
		防犯カメラについては、町会・自治会、商店街等による設置、	
		区立小学校通学路への設置が進められており、今後も、犯罪発	
		生状況を踏まえた防犯カメラの設置を促進して、各種犯罪を抑	
		止する必要がある。	
		【事業内容】	
		地域住民による自主的な防犯活動への支援を行うことで、犯	
		罪の抑止や子どもの見守りなど、地域ぐるみで犯罪のないまち	
		づくりを推進する。また、新たな地域防犯リーダーの育成を図	
		るとともに、地域団体への防犯カメラ整備費用等の補助を行	
		う。	
		【取組み例】	
		・安全安心まちづくりの推進	
		・防犯カメラ整備・維持管理助成	
	多文化共生の推	【現状と課題】	生活文化部
	進	外国人と日本人が共に参加・活躍し、魅力ある地域社会をつ	
暮ら.	连	くっていくことは大きな社会的な課題となっている。区でも、	
5 U		在住外国人は増加傾向にあり、東京 2020 大会も控え、今後は	
•	<重点政策6>	従来の取組みを越え、国際化への戦略的な展開が求められてい	
Π/		る。こうした中で、外国人の生活支援や日本人と外国人の相互	
\ \ \ \ \ \		に地域で支えあう連携・交流の促進が課題となっている。	
コミュニテ		【事業内容】	
ティ		多文化共生社会の実現に向け、在住外国人への日本語の支援	
'		や多言語表記に取り組むとともに、多文化共生を支えるボラン	
		ティア等の育成を進める。	
		また、市民同士の相互訪問と在住外国人や留学生、関係団体と	
		ともに行う地域での交流を通じて、多様な文化と触れ合い、様々	
		な国際交流が展開する地域づくりに取り組む。 【	
		【取組み例】 ・外国人が暮らしやすい環境づくり	
	 文化・芸術・歴		生活文化部
	史資源の魅力発		土冶文化品
	信と子どもの創		
	造性の育み	状況となっている。文化・芸術・歴史資源をはじめとした世田	
	定はの内の	谷の多彩な魅力を区民をはじめ多くの人々に感じてもらうた	
	<重点政策5>	めに、区内外に世田谷の魅力を発信していく必要がある。	
		【事業内容】	
		文化・芸術・歴史資源をはじめとした世田谷の多彩な魅力を、	
		次世代へ継承し、区内外に発信していくため、各情報媒体や(仮	
		称)世田谷デジタルミュージアムを活用するとともに、乳幼児	
		期の子どもをはじめ、区民参加の取組みを進める。	
		【取組み例】	
		・文化・芸術資源の魅力発信	
		・子どもの創造性を育む取組みの推進	

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	だれもが身近な 地域でスポーツ に親しみ、楽し むことができる 環境の整備 < 重点政策 5 >	【現状と課題】 東京 2020 大会をまたとない機会と捉え、子どもから高齢者、障害のある方も含め、誰もがスポーツへの関心・参加意欲を高められるよう取り組む必要がある。また、総合型地域スポーツ・文化クラブでのスポーツや文化活動を通じて、学校、地域住民等へのクラブに対する理解や協力を促進し、地域コミュニティの活性化を図って行く必要がある。 【事業内容】 東京 2020 大会を契機に、区民の誰もが身近な地域でスポーツに親しめるよう、学校との連携を強化し、総合型地域スポーツ・文化クラブの新規設立や既存クラブへの支援、地域での障害者スポーツの推進に取り組む。 【取組み例】 ・総合型地域スポーツ・文化クラブの支援	スポーツ推 進部
暮らし・コミュニティ	環境に配慮した ライフスタイル への転換と再生 可能エネルギー 利用の促進 〈重点政策 4 〉	【現状と課題】 世田谷区は住宅都市という特徴から、環境に配慮したライフスタイルの普及が重要であり、区民の環境配慮行動の促進を更に進める必要がある。また、再生可能エネルギーの利用については、区民・事業者の行動促進に加え、自治体間連携による取組みが必要である。 【事業内容】 省エネポイントアクションなど環境啓発を通じて、区民・事業者の省エネ等、環境配慮行動の展開を図る。自治体間連携による再生可能エネルギーの利用拡大、太陽光発電設備・家庭用燃料電池の普及拡大等、住まいづくりにおける取組みの促進を図る。 【取組みの促進を図る。 【取組み例】 ・環境啓発事業の推進 ・再生可能エネルギーの利用拡大と促進	環境政策部
	区民・事業者の 3 R行動の促進 <重点政策4 >	【現状と課題】 家庭ごみの 9 割以上を占める可燃ごみには、「未使用食品」や「食べ残し」、資源化ルートのある紙類や布類なども多く含まれている。資源の分別の徹底などで、ごみの発生抑制を促進する必要がある。 【事業内容】 資源とごみの分別・排出方法及び、収集日と3 Rの P R を掲載した「資源・ごみの収集カレンダー」を毎年11月に全戸配布する。適正排出の指導を行う事業用大規模建築物の対象範囲を拡大する。粗大ごみで排出される「羽毛布団」の資源化及び、可燃ごみ、不燃ごみで排出されたものから資源化対象品目を検討する。 【取組み例】 ・区民1人1日あたりのごみ排出量(g/人日)の削減	清掃・リサイクル部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
暮らし・	たばこマナーが 向上するまちづ くりの実現 <重点政策4 >	【現状と課題】 近年の国内での喫煙に対する関心の高まりや東京 2020 大会を契機に、環境美化やたばこによる迷惑防止を促進し、区民が健康で安全に生活できる良好な環境を実現することが求められている。 【事業内容】 平成 29 年度中を目途に策定する(仮称)世田谷区たばこルールを踏まえたルールの周知、たばこマナー向上の全区的展開、環境美化指導員による巡回指導・啓発の強化、路面表示・電柱・ガードレール看板等での啓発、喫煙場所の整備等により、「迷惑たばこ」のない環境の整備を進める。 【取組み例】・ポイ捨てごみゼロ等の推進	環境政策部
コミュニティ	世田谷産業の基礎づくり (重点政策6 >	【現状と課題】 人口減少による国内市場の縮小や経済のグローバル化による経営環境の変化により競争が激化する中、区内産業の持続的な成長に向け、経営力の強化や産業の高度化など産業基盤を支える取組みが重要となっている。また、地域経済を支えてきた区内産業が、後継者の不足により廃業の危機に直面している。 【事業内容】 経営支援コーディネーターによる総合的な経営支援や産学金公の連携による新たなビジネスモデルや新製品の開発に向けた取組みの推進、販路開拓や知的財産取得に係る支援など区内事業者の経営安定、事業継続・発展に向けた支援を行う。 【取組み例】・経営支援コーディネーターによる総合的な経営支援の実施	産業政策部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
暮らし・コミュニティ	世田谷産業を担う人材の充実と活用 <重点政策6>	【現状と課題】 働く意欲があるにも関わらず、子育てや介護等により自分のライフスタイルにあった働き方で働くことができない現状がある。 また、個人の能力を活用した創業や地域の課題解決につながるソーシャルビジネスを推進することは、地域社会を支える区内産業を担う人材の充実につながる。さらに、職住近接により新たな時間が生まれ、仕事と生活の調和が可能となり、コミュニティ活動に参加しやすくなる。 そのためには、産学金公の連携による創業支援や、多様な就労形態等を可能とするテレワークやコ・ワーキングスペース等の環境整備を促進していくことが必要である 【事業内容】 子育てや介護をしている区民の働き方改革の推進をはじめ、多様な働き方に対応するテレワークやコ・ワーキングスペース等の環境整備を促進していく。また、地域資源を活用したソーシャルビジネス支援や産学金公の連携による創業支援を推進することにより、区内産業を担う人材の充実と区民の就業促進を図る。 【取組み例】 ・産学金公の連携による創業支援事業の実施・区民の多様な働き方の推進	産業政策部
	まちなか観光の推進 <重点政策5>	【現状と課題】 東京 2020 大会を契機として国内外からの観光客の増加が見込まれる中、「世田谷まちなか観光交流協会」を基盤として、世田谷らしい「まちなか観光」に向けた取組みを進めている。一方で、さらなる誘客や地域経済の活性化に向け、区の魅力発信の強化に係る環境整備やマーケティング等による戦略的な事業展開が課題となっている。 【事業内容】 民間事業者や地域団体等と連携したまち歩きイベント等事業の拡充をはじめ、SNSの活用や観光情報コーナーの拡充等の情報発信機能の強化により、多くの人々が世田谷の魅力を堪能することができる付加価値の高い観光事業を展開する。 【取組み例】 ・観光事業の推進	産業政策部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
暮ら	男女共同参画の 推進 < 重点政策 6 >	【現状と課題】 区は政策決定過程への女性の参画等、男女共同参画施策を推進してきたが、固定的な性別役割分担意識の解消までには至っておらず、更なる取り組みが必要である。また、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくし、多様な性への理解が進むよ	生活文化部
5し・コミュニティ	、主灬以来(),	う、理解促進と支援に取り組む必要がある。 【事業内容】 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に取り組む事業者の顕彰や、講座・研修等を通じて男女共同参画社会の実現に取り組むとともに、性的マイノリティ相談の実施や同性パートナーシップ宣誓の受付を通じて、多様な性への理解の促進を図る。 【取組み例】 ・男女共同参画センター維持運営	
	木造住宅密集地 域の解消	【現状と課題】 不燃化特区5地区全体の不燃領域率は平成28年度時点で約62%である。不燃領域率70%以上を目指して、老朽木造建築物等の建替え等を一層促進するとともに、道路・公園等の整備	防災街づくり担当部
都市づ	<重点政策 3 >	をスピードアップする必要がある。しかし、建物の不燃化は、費用負担や家族の合意形成等により建替え等が進まない建物も多いため、更なる啓発・支援が必要である。 【事業内容】 住宅市街地総合整備事業等を活用した道路・公園等の用地取得や、不燃化特区制度、都市防災不燃化促進事業を活用した老朽木造住宅建築物の除却、建替え等、区民や事業者の協力を得ながら木造住宅密集地域の解消の実現を図る。 【取組み例】 ・木造住宅密集地域の解消	
づくり	建築物の耐震化 の促進 <重点政策3>	【現状と課題】 区内の耐震化率は平成27年度末現在で住宅が約87%、民間特定建築物は約82%となっており、平成32年度までに住宅・民間特定建築物ともに95%を目指している。しかし耐震改修助成件数は減少傾向にあり、啓発等だけでなく個々の事情を踏まえた丁寧な対応が求められている。 【事業内容】 切迫する首都直下地震に伴う建築物倒壊による人的、物的被害を最小限にとどめるために、自主防災の啓発に努めるとともに、建築物の耐震相談、耐震診断や改修などの支援を平成32年度まで集中的に実施し、早期に区全体として「災害に強いまち」の実現を図る。 【取組み例】・建築物耐震診断助成・補強工事助成	防災街づくり担当部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
都市づくり	豪雨対策の推進 <重点政策 3 >	【現状と課題】 近年、都市化による保水・遊水機能の低下、気象変動による短時間の集中的な豪雨によって浸水被害が増加している。このような都市型水害を防止・軽減するために、これまでは公共施設を中心に対策を行ってきたが、今後は区民や事業者の協力を得る必要がある。 【事業内容】 「世田谷区豪雨対策基本方針」「世田谷区豪雨対策行動計画」に基づき豪雨対策を推進している。流域対策においては、公共施設だけではなく、民間施設においても、区民や事業者の協力を得ながら雨水貯留浸透施設等の設置・普及を図る。 【取組み例】 ・都市型水害対策の推進	土木部
	狭あい道路拡幅 整備の促進 <重点政策3>	【現状と課題】 区では、幅員 4m 未満の道路(狭あい道路)の拡幅整備を年間5,000m 以上実施している。狭あい道路の連続した区間を一括して整備する等、効果的・効率的な拡幅整備を促進する必要がある。 【事業内容】 助成金及び奨励金を活用し、沿道建築物の建替え等に併せた区による拡幅整備を推進するとともに、建替え等に伴う拡幅箇所に隣接した沿道建築物所有者に対して協力を呼びかけ、連続的整備を促進する。 【取組み例】・建築線・狭あい道路事業	防災街づくり担当部
	様々な住まいづ くりと居住支援 <重点政策2>	【現状と課題】 住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を支援するため、平成29年3月に「居住支援協議会」を設立した。今後は協議会を通じて、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者に対して、更なる入居促進を図っていく必要がある。 【事業内容】 高齢者・障害者等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保支援策については、公営住宅の供給とともに、不動産関係団体、社会福祉法人、NPO等と協働・連携して設置した居住支援協議会等の取組みを通して、住まいサポートセンターと連携し、さらに支援を強化していく。 【取組み例】 ・民間住宅管理保全等の支援	都市整備政策部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	世田谷らしいみ どりの保全・創出 <重点政策4>	【現状と課題】 平成 28 年度の調査では、みどり率は 25.18%で 5 年前から微増したものの、「世田谷みどり 33」の目標である 33%には至っていない。さらに、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりの質の向上を図る必要がある。引き続き、みどりを守り、増やし、みどりの質の向上を図る取組みを、区民との協働により進める。 【事業内容】 区民一人ひとりが身近な場所でちょっとしたみどり空間づくりに取組み、このみどりを街中に広げ積み上げて大きなみどり空間を創出する"ひとつぼみどり運動"を展開する。"ひとつぼみどり運動"として、区民が活用できるシンボルツリー植栽、生垣・花壇造成、屋上・壁面・駐車場緑化、雨水浸透施設・雨水タンク設置等の助成の充実や、保存樹木指定、市民緑地拡充を進めるとともに、農業公園の都市計画決定等により、区民と協働して質の高いみどりを守り増やす。植樹祭等のイベントや講習会、みどりのフィールドミュージアムの整備等により、みどりや生物多様性への関心を深め、みどりを守り、増やす気運を高める。 【取組み例】 ・緑と水のまちづくり	みどりとみず政策担当部
都市づくり	地区街づくりの推進 〈重点政策6〉	【現状と課題】 地区の特性や地区住民の意見を踏まえ、区民相互、区民と区の合意形成のもと地区計画など、身近な街づくりのルールをつくってきたが、一人ひとりが街への愛着や誇りを持ち、将来の街づくりの担い手となるように、多くの方々に街づくりや地域活動への理解や関心を持っていただく必要がある。 【事業内容】 道路と鉄道の連続立体交差化や外かく環状道路等の都市施設の整備、大規模団地の建替えなど、地区の状況に応じて、街の特性や課題を共有するための、アンケートや意見交換会を行うなど区民参加を基本とした合意形成を図りながら、地区計画等の策定および見直しに取り組む。 【取組み例】 ・地区計画策定	都市整備政策部
	道路ネットワークの計画的な整備 < 重点政策3 >	【現状と課題】 世田谷区の道路率や平均幅員は区部全体の平均を下回っており、渋滞発生や公共交通機関の利用が不便な地域の存在など、区民生活にさまざまな問題が生じている。この解決のため、「せたがや道づくりプラン」に基づく機能的な道路網の形成が必要である。 【事業内容】 「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」及び「せたがや道づくりプラン」に基づいて、機能的な道路網を着実に整備していく。 【取組み例】 ・主要な生活道路築造	道路・交通政策部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
	公園・緑地の計 画的な整備 <重点政策3>	【現状と課題】 公園条例における区民1人当たりの公園面積の目標は6㎡以上だが、現状は約2.97㎡と整備量は目標に達していない。引き続き、地域住民の参加の場となるよう工夫し、また、コスト縮減も図りながら、公園や身近な広場を計画的に整備する必要がある。 【事業内容】 安全で快適な魅力あるまち、環境と共生するまちづくりのために、区民との協働により、地域特性に合った公園等の整備・拡張を推進する。 【取組み例】 ・公園・身近な広場新設	みどりとみ ず政策担当 部
都市づくり	魅力ある風景づくりの推進	【現状と課題】 風景づくり計画に基づき、建設行為等における風景づくりの誘導を図っているが、区民・事業者・行政が共通の認識を持ち、地域特性に応じたきめ細かな風景づくりを進めていくことが課題である。 【事業内容】 魅力ある風景の創造に向け、区民・事業者・行政の協働による風景づくり活動の促進や普及啓発を行うとともに、一定規模以上の建設行為等に対する景観法に基づく届出や風景づくりのガイドラインによる魅力的な風景づくりの誘導を図る。 【取組み例】 ・都市景観の形成	都市整備政策部
	魅力あるにぎわいの拠点づくり	【現状と課題】 三軒茶屋二丁目地区では、新しい再開発準備組合が、事業計画等を検討しながら、地元合意を図っている。広域生活・文化拠点にふさわしい魅力ある街づくりを推進するため、区は市街地再開発事業の促進に必要な手続きや支援等を行う。 【事業内容】 都市基盤等の整備と土地の高度利用を図るとともに、地域の特性に応じた多様な機能を集積し、区を越えた広域的な交流の場として市街地再開発事業などを活用し、にぎわいのあるまちの形成を図る。 【取組み例】 ・三軒茶屋駅周辺地区市街地再開発	都市整備政策部

分野	新実施計画事業	内容	主管部
都市	公共交通環境の整備	【現状と課題】 公共交通における利便性や安全性の向上に向け、京王線連続立体交差事業にあわせた側道整備の推進、ホームドア整備の促進、新規バス路線導入促進に取組んでいる。京王線連続立体交差事業にあわせた側道整備に関しては、事業の進捗状況にあわせた早期の側道整備、ホームドアについては、鉄道事業者への補助金活用の働きかけによる早期設置の促進、バス路線導入については、事業採算性の確保がそれぞれの課題となっている。 【事業内容】 京王線連続立体交差事業に合わせた側道整備や、補助金交付によるホームドアの整備促進、「交通まちづくり基本計画」に基づくバスネットワークの充実を図り、公共交通における利便性や安全性の向上に取り組む。 【取組み例】 ・鉄道沿線街づくりの推進	道路・交通政策部
都市づくり	連続立体交差事業等による安全安心の拠点づくり	【現状と課題】 世田谷区小田急線上部利用計画に基づき、交通結節機能となる駅前広場や緑地・小広場、通路等の公共施設の一体的な整備を北沢デザイン会議の開催など、区民参加で推進してきた。今後、各施設の連続性に配慮し、区民の交流の場など広域生活・文化拠点に相応しい機能を整えると共に、防災機能を備えた空間とする必要がある。 【事業内容】 計画区域内において、駅前広場や緑地・小広場等の公共施設を一体的に整備し、防災・減災の機能を備えた地域のみどりの基軸となる人間優先の空間づくりを図ると共に、駅前広場・周辺道路などの安全性、利便性の向上や歩行者の回遊性を確保し、区民等の参加と協働による魅力ある街づくりを進める。 【取組み例】・駅周辺街づくりの推進(鉄道跡地利用)	北沢総合支所

2. 行政経営改革の取組み

(1)行政経営改革 10 の視点に基づく取組み

基本	視点	取組みの考え方	頁
方針	176ATK		
X		都区制度改革、地方分権改革	64
民 に	自治体改革の推進	将来人口動向に応じた自治体経営	64
信		自治体間連携の推進	64
思ります。		地域行政の推進	64
の 推 進 行	自治の推進に向けた区民	情報公開の推進	64
進行	への情報公開、区民参加の促 進	区民参加の促進	64
経		働き方改革に向けた取組み	64
区民に信頼される行政経営改革	世田谷区役所、職員の率先 行動、職場改革の推進	エコ区役所の実現等、環境配慮行動の推進	64
持	施策事業の必要性、有効性、優先度の視点からの見直	行政評価の充実(新公会計によるコスト分析 等)	65
持続可能で強固な財政基盤の確立	U STATE OF THE STA	社会情勢や区民ニーズに照らした事業の見直 し	65
で強		民間事業者の活用	65
固	民間活用や官民連携等に よる質の確保とコスト縮減	官民連携の取組み	65
財	6 0 頁の唯体とコスト 河間が	事業主体の民間への転換	65
政 基	施策事業の効率化と質の	補助金の見直し	65
盤	向上	事業手法改善とコスト縮減	65
確立	区民負担等の適切な見直 し	使用料・利用料の見直し	66
	組織・人員体制の見直し	適切な人事・定数管理と人材育成	66
資	ルち时产竿の左端活用	公共施設の有効活用	66
資産等	公有財産等の有効活用	公有地等の有効活用	66
る経営改善いの有効活用		クラウドファンディングの活用	66
当分	税外収入確保策の推進、債	広告事業による経費の削減	66
善善	権管理の適正化と収納率の 向上	税外収入確保の取組み	66
آڌ		債権管理の適正化と収納率の向上	66

基本方針	視点	新実施計画事業	内容
		都区制度改革、地方 分権改革	【概要】 移管事務等の具体化、権限委譲に伴う条例の制定などの準備について、検討を進める。 【取組み例】 ・地方分権改革にともなう権限委譲等の検討・実施
	自治体改革の推進		【概要】 将来人口動向に応じた自治体経営のあり方について、 区民生活の変化や持続可能性等の視点から、検討を行う。 【取組み例】 庁内検討体制の構築
			【概要】 単独の自治体では解決が難しい課題が増加しており、 全国の自治体との連携のもと広域的な課題に取り組 み、お互いの課題解決に寄与することで、共存共栄を 目指す。 【取組み例】 ・再生可能エネルギーの活用による交流自治体との連携
区民に信頼される行政経営改革			【概要】 地区・地域の強化に向けて、まちづくりセンターの充実、総合支所の権限の強化・組織の見直し、区民集会施設の利用拡充、地区の区域のあり方の検討と整理に取り組む。 【取組み例】 ・まちづくりセンターの充実
の	自治の推進 に向けた区民 への情報公 開、区民参加 の促進	情報公開の推進	【概要】 区民の区政や地域への理解と参加を促すため、情報公開を更に推進する。 【取組み例】 ・広報の充実
推進		引、区民参加	【概要】 区民の参加と協働による支え合いの輪が広がる地域 社会を目指す取組みを促進するための環境づくりを 進める。 【取組み例】 ・寄附文化の醸成
	世田谷区役 所、職員の率 先行動、職場 改革の推進	働き方改革に向けた 取組み	【概要】 職員一人ひとりが、持てる能力や個性を発揮し活躍できる、働きやすい職場環境の整備や組織風土づくりを進め、組織の活性化、組織としての効率性や創造性の向上を図っていく。 【取組み例】 ・モバイルワーク等、ワークスタイル改革の推進
			【概要】 職員による環境配慮行動を推進するとともに、高効率設備の導入などを進め、エネルギー消費量の削減に努める。 【取組み例】 ・区役所全体のエネルギー使用量の削減

基本方針	視点	新実施計画事業	内容		
	施策事業の 必要性、 優先度の 視点からの見 直し	行政評価の充実(新 公会計によるコスト 分析等)	【概要】 新公会計制度によるコスト分析と外部評価委員会より提言のあった3つの評価軸とプロセス評価を取り入れて、行政評価を充実させる。 【取組み例】 ・行政評価システムの見直し ・効果的・効率的な財務会計制度の運用		
		社会情勢や区民ニー ズに照らした事業の 見直し	【概要】 社会情勢や区民ニーズの変化を踏まえ、事業目的や実施手法に課題がある事業について、事業の廃止やあり方の抜本的見直しを含めた改善を行う。 【取組み例】 ・なかまち NPO センターの見直し		
持続可能で強	民間活用では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田	E	民間事業者の活用	【概要】 民間事業者への事業委託などによりノウハウを活用することで、サービスの質の確保とコストの抑制の両立を図る。 【取組み例】 ・専門性と効率性を両立した図書館ネットワークの構築	
持続可能で強固な財政基盤の確立		宮民連携等に よる質の確保 官民連携の取組み	【概要】 民間事業者との連携により、行政コストの削減をはじめ、柔軟な発想や手法による新たな事業展開、民間企業等のCSR、CSVの拡大を促し、新たな公共サービスの促進をめざす。 【取組み例】 ・民間企業からの提案を受けた取組み		
			事業主体の目 転換	事業主体の民間への 転換	【概要】 民間事業者が自立的に運営、経営できる事業、施設等 を、民間に委譲するなどにより事業主体を転換する。 【取組み例】 ・区立特別養護老人ホームのあり方の検討
		補助金の見直し施策事業の	【概要】 補助金の有用性に留意しつつ、社会状況の変化に合わせ、その目的や必要性、公平性、有効性、説明責任の 観点に立ち、定期的にあり方を見直すことにより、適 正な補助金執行を図る。		
	効率化と質の向上	事業手法改善とコス ト縮減	【概要】 社会状況の変化を踏まえ、これまでの考え方にとらわれない柔軟な発想による手法を転換することで、事業の見直し・改善を図る。 【取組み例】 ・情報通信技術の効率的・効果的活用		

基本方針	視点	新実施計画事業	内容		
持続可能で強固な財政基盤の確	区民負担等 の適切な見直 し	使用料・利用料の見 直し	【概要】 維持管理コストの推移や社会状況を踏まえ、区民利用 施設等の使用料や利用料の定期的な見直しを行う。 【取組み例】 ・区民利用施設等の使用料・利用料見直し		
	組織・人員体制の見直し	適切な人事・定数管 理と人材育成	【概要】 適正かつメリハリのある定数管理を行うとともに、新たな時代の課題に対応できる人材育成を行う。 【取組み例】 ・組織力強化に向けた人事・定数管理の実現		
資産等の有効活用	公有財産等 の有効活用	公共施設の有効活用	【概要】 公共施設の整備、運営における民間資本等の活用や、スペースの有効活用など、多様な手法により施設整備、維持管理経費の抑制、サービスの充実を図る。 【取組み例】 ・老人休養ホームふじみ荘の宿泊機能の見直し		
		の有 効活用	の有効活用	の有効活用	公有地等の有効活用
	税外収入確 保策の推進、 債権管理の適 正化と収納率 の向上		クラウドファンディ ングの活用	【概要】 施設整備や初期投資が必要な新規事業などについて、 クラウドファンディングの手法を用いた資金調達を 行う。 【取組み例】 ・大蔵運動場陸上競技場スタンド改築	
による経営改善		広告事業による経費 の削減	【概要】 広告事業の推進により、税外収入を確保する。 【取組み例】 ・区の刊行物・配布物等への広告事業の活用		
		税外収入確保の取組み	【概要】 公金運用やネーミングライツ等、様々な手法で税外収入の確保を図る。 【取組み例】 ・安全かつ効率的な公金運用 ・広告収入の確保		
		債権管理の適正化と 収納率の向上	【概要】 債権管理の適正化と収納率の向上を図ることにより、 区全体の歳入の向上を図る。 【取組み例】 ・債権管理重点プランに基づく取組み		

(2)外郭団体の見直し

		内容	所管部
外郭団体改革の取組み方針に基づく取組み		・この 4 年間で成果が得られた取組みがある一方、更なる 改革が必要な取組みもあるため、引き続き、改革の取組 み方針(外郭団体のあり方に関する見直し 外郭団体 への委託事業に関する見直し 財政的支援・関与の見直 し 人的支援・関与の見直し 中期経営目標の設定及 び人事・給与制度の見直し)に基づき外郭団体の改革に 取り組む。 ・地域包括ケアシステムの構築や東京 2020 大会を契機と した取組みをはじめとする新たな区政課題の解決に向 け、外郭団体が持つ専門性を活かし行政サービスを補 完・支援する担い手として、より一層機能を発揮するよう支 援する。 ・外郭団体が自主性・自立性を高め、将来を担う人材を計 画的に育成するとともに、コンプライアンスや事業運営の 透明性の向上を図るよう、団体の組織体制の見直しや人 材育成支援など、ガバナンスの強化に向けた指導・調整 を行う。	政策経営部
各外郭団体別取組みる	(公財)せたがや文化財団	・持続可能な組織体制の整備に向け、組織運営の見直し及び人材育成に積極的に取り組むとともに、事業運営の改善等による長時間労働の是正に取り組む。 ・財団を取り巻く社会的状況や区民ニーズを踏まえ、事業を精査し、選択と集中による「事業の適正化・重点化」を進め、時代の要請に応じた良質で価値のある事業展開を目指す。 ・事業収入の安定的な確保、各種団体等からの助成金等の積極的な働きかけによる獲得、事業手法の見直しによる経費削減に努め、安定的な財政基盤の構築を目指す。	生活文化部
みの方向性	(公財)世田谷区産業振興公社	・東京 2020 大会を契機とした、観光による地域経済の活性化を目指すべく、区内に点在する多彩な観光資源を活かした「まちなか観光」に取り組む。 ・区内中小企業の経営安定と発展に向け、人材不足解消のための雇用と就労支援の充実や勤労者福祉事業の充実を図る一方で、区内産業振興をより効率的に行うために、将来的な事業統合や再編という事業の在り方や他団体との連携も視野に入れた検討を行う。	産業政策部

		内容	所管部
	(公財)世田谷区保健センター	・これまで培った専門スキルやノウハウと合わせ、それらを 支える豊富な人材などを結集し、障害の有無に関わらず、 きめ細やかな健康づくり支援をはじめ、総合的ながん患者 の支援、こころの健康づくりの支援、地域医療の後方支 援、心身に障害を持つ区民の自立支援などに取り組む。 ・梅ヶ丘拠点への保健センターの移転を見据え、総合福 祉センター機能・業務の円滑な移行とあわせて収益事業 の拡充など経営基盤の安定化に取り組むとともに、経営 の更なる効率化、質の高い人材育成と確保に取り組む。	保健福祉部
各外郭団体別取組み	(一財)世田谷トラス トまちづくり	・財団の役割や将来展望を見据え、公益法人と一般法人の各々の課題を抽出・検証しながら、経営の効率化に向けて財団固有職員の人材育成を推進し、組織・職員体制の構築に取り組む。 ・財団の専門性・優位性を発揮した事業展開により、みどり豊かな環境の恵みを将来に引き継ぐ生物多様性の取組みをはじめ、自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して活き活きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成などに取り組む。	都市整備政策部
組みの方向性 組みの方向性	(公財)世田谷区スポーツ振興財団	・生涯スポーツ社会の実現に向け、区が推進するスポーツ施策を踏まえた魅力的なプログラムサービスの提供とともに、災害に備えた施設管理や誰もが利用しやすい施設づくりを推進し、安全・安心で快適な利用環境を創出するなど、公益性の高い事業展開を図る。・経営の自立化に向け、事業協賛金や寄附金収入のほか、収益事業の推進により自主財源の確保に努めるとともに、業務や職層に応じた研修・教育体制の強化を図り、専門性を活かした人材育成を進める。	スポーツ推進部
	(社福)世田谷区社会福祉事業団	・基本計画期間中の経営の自立化を目指し、平成29年度末開設予定の地域密着型特別養護老人ホームを含め、事業を安定的に経営するとともに、平成28年度から導入した事業団独自の人事・給与制度に基づき、原資管理の考え方を導入し、人件費比率を指標とする人件費管理を実施する。・新たな人事・給与制度を踏まえた人材育成計画に基づき、事業運営に必要な人材の確保と定着、職員の育成に取り組む。	高齢福祉部

		内容	所管部
	(社福)世田谷区社 会福祉協議会	・地域福祉の推進に向け、ソーシャルワークなど、職員の専門性を高めながら、生活課題を抱えた区民を支援するとともに、区民の地域活動団体、事業者、NPO等との連携・協働による地域づくりを進める。 ・積立金に依存した赤字収支の改善に向け、財政の健全化と効率的な組織運営に取り組むとともに、組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上を図る。 ・年齢に関わりなく働ける就業機会を確保するべく、受注	保健福祉部
各外郭団体別取組みの方向性	(公社)世田谷区シ ルバー人材センタ -	の拡大や会員の適材適所につながる職種分野の開拓も図るとともに、公益法人として期待される役割を担うため、地域団体やボランティア協会と連携強化を図るなどにより、社会奉仕活動にも積極的に取り組む。 ・各々の会員が地域課題の解決に寄与し、地域社会の推進役を担うべく、研修等を通じた会員の能力開発・資質向上に取り組むとともに、会員を支える事務局の体制強化や運営の効率化を図り、効果的・効率的な区民サービスを目指す。 ・会員の増加に向け、魅力ある職種の増加や会員同士の交流の場を設け、センターのイメージアップを図る。	産業政策部
	(株)世田谷サービ ス公社	・社員のビジネススキル向上とキャリアアップ形成を図るとともに、組織の企業価値を高め、経済産業省の認証制度である「おもてなし認証制度」の取得を目指す。 ・顧客満足度の向上に向け、これまでのノウハウや反省点等を活かすだけでなく、新たな手法の導入に向けた検証に取り組むとともに、施設の効用を活かした維持管理・運営形態等について提案・実施する。・社内における障害者雇用職場の拡大や区内障害者就労移行事業所と連携した社会参加促進に取り組むとともに専門性を高め、区と連携した新たな事業展開の構築にも取り組む。	政策経営部

		内容	所管部
各外郭団体別取組みの方向性	(株)世田谷川場ふるさと公社	・これまでの経験と実績に加え、現地法人ならではの強みを活かすとともに、利用者ニーズに基づく運営につなげ、利用者獲得に向けた質の高いサービス提供に取り組む。・幅広い区民の満足を得られる自主企画事業の開発や川場村民との交流促進、新たな温浴施設の効果的活用など、魅力ある事業展開により区民にとっての第二のふるさとづくりを進める。・経営基盤の強化に向け、将来につながる人材の育成に積極的に取り組む。	生活文化部
	多摩川緑地広場管理公社	・施設利用者の拡大に向け、限られた施設を有効に活用できるよう申し込み方法や予約状況の公表等について改善を図る。 ・公社事業の充実に向け、利用者ニーズに沿った運営や新たな事業を開拓により、施設利用者の増加を目指すとともに、新たな自主事業への取り組みにより収益アップと組織の活性化を図る。	みどりとみず政 策担当部

(3)「公共施設等総合管理計画」に基づく取組み

	内容	所管部
公共施設等総 合管理計画に 基づく取組み	1 概要 公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に施設の整備、保全、 更新を行うことにより、施設整備・維持管理経費の抑制、公共施設(建物)の増加抑制、適正配置、必要な機能の充実を図る。 2 取組み例 計画のマネジメントの取組み ・公共施設マネジメント推進委員会による財政目標及び施設総量目標の管理、計画の進行管理 建物に関する取組み ・公共施設マネジメント推進委員会「建物計画部会」による事業費・規模の抑制に向けた事前協議 ・過去の施設整備の内容及びコストの検証、効率的なコスト縮減を図る手法の検討 ・施設の利用率を高める取組み(多機能化、コンバージョン等)都市基盤施設に関する取組み ・予防保全型への管理手法の転換による計画的な維持更新の実施 ・施設の長寿命化等によるライフサイクルコストの縮減 ・民間事業者との連携及び新技術の活用等による効率化の検討	政策経営部、各部
総事業費 行政経営改革 効果額	・4年間の年度ごとの整備、保全更新に係る経費・総合管理計画の基本方針に基づく行政経営改革効果額とその内訳	
施設類型ごとの主な取組みの方向性	公共施設等総合管理計画第5章「施設類型ごとの基本方針」の内 容を基本とし、今後、所管部と調整する。	各部

第5章 財政収支見通し

1 財政見通し 〜今後 4 年間(平成 30 年度〜平成 33 年度)の見通し〜平成 29 年 8 月時点修正による財政見通し

(単位:百万円)

		3 0 年度			3 1 年度			3 2 年度			(単位:百万円) 33年度		
×	分	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率	予算額	増減額	増減率
	特別区税	120,107	1,510	1.3%	121,717	1,610	1.3%	123,327	1,610	1.3%	124,937	1,610	1.3%
	地方消費税交付金	17,277	0	0.0%	17,277	0	0.0%	22,388	5,111	29.6%	23,669	1,281	5.7%
	特別区交付金	46,337	912	2.0%	47,047	710	1.5%	46,031	1,016	2.2%	43,347	2,684	5.8%
歳	国庫·都支出金	69,280	1,086	1.5%	69,476	196	0.3%	69,075	401	0.6%	67,745	1,330	1.9%
λ	繰入金	8,700	673	7.2%	7,200	1,500	17.2%	7,100	100	1.4%	4,200	2,900	40.8%
	特別区債	11,000	3,100	22.0%	15,650	4,650	42.3%	12,914	2,736	17.5%	10,014	2,900	22.5%
	その他	24,070	415	1.8%	26,066	1,996	8.3%	26,976	910	3.5%	26,843	133	0.5%
	歳入合計 (A)	296,772	2,022	0.7%	304,434	7,662	2.6%	307,812	3,378	1.1%	300,756	7,056	2.3%
	人件費	45,793	51	0.1%	46,295	502	1.1%	46,101	194	0.4%	45,359	742	1.6%
	行政運営費	202,371	1,511	0.8%	207,831	5,460	2.7%	211,447	3,616	1.7%	212,028	581	0.3%
	扶助費	81,354	4,156	5.4%	83,928	2,574	3.2%	87,291	3,363	4.0%	88,854	1,563	1.8%
歳	公債費	4,817	2,082	30.2%	5,212	395	8.2%	5,304	92	1.8%	4,793	511	9.6%
出	他会計繰出金	26,256	600	2.3%	27,256	1,000	3.8%	28,256	1,000	3.7%	29,256	1,000	3.5%
	その他行政運営費	89,943	1,163	1.3%	91,434	1,491	1.7%	90,595	839	0.9%	89,124	1,471	1.6%
	投資的経費	48,608	3,482	6.7%	50,308	1,700	3.5%	50,264	44	0.1%	43,369	6,895	13.7%
	歳出合計 (B)	296,772	2,022	0.7%	304,434	7,662	2.6%	307,812	3,378	1.1%	300,756	7,056	2.3%
	財政収支 (A-B)	0			0			0			0		

2 新実施計画事業費

新実施計画事業に要する事業費を示します。

3 行政経営改革効果額

行政経営改革に伴う取組みに要する効果額(歳入増、事業見直しによる歳出 削減等) を示します。 第6章 将来人口推計

将来人口推計は、区の計画策定や施策立案に際し、前提となる人口規模や年齢構成などの将来の推移を判断するための基礎資料として作成しています。この度、新実施計画【後期】を策定するための基礎資料として、現状で求めうるデータ及び人口推計において確立している手法を用いて客観的に推計を行いました。

1 推計方法

推計期間 平成 30年(2018年)から平成 54年(2042年)までの 25年間

基準人口 平成 29年(2017年)1月1日の住民基本台帳人口

推計方法 コーホート要因法1

変動要因(出生・死亡・移動)の設定

【出生】世田谷区の過去 10 年間の出生率の推移をもとに、将来の出生率を設定

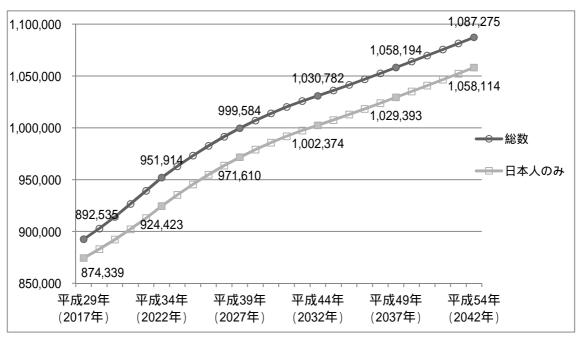
【死亡】世田谷区の5歳ごとの死亡率をもとに設定(将来も現在と同じ値と仮定)

【移動】平成 24~28 年(過去 5 年間)の転出入の傾向が今後 5 年間継続すると仮定 その後 10 年かけて平成 19~28 年(過去 10 年間)の転出入の平均値になるま で低下し、平成 43 年以降は同率で推移すると仮定

2 将来人口推計結果

(1)総人口

総人口は、一貫して増加傾向が続き、平成 54 年には 1,087,275 人となり、平成 29 年と比較して約 19 万人増加します。



総人口は外国人を含む

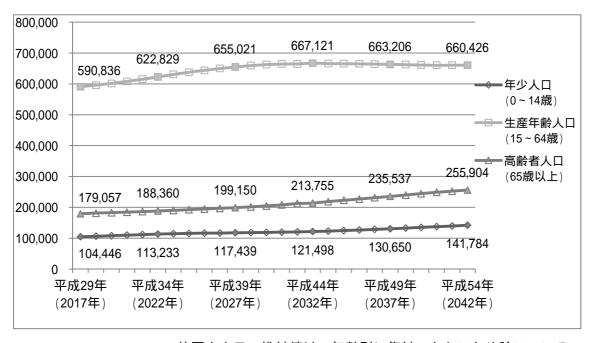
1 コーホート法とは、コーホート = 同年または同期間に出生した集団ごとの時間経過に伴う変動要因を軸に人口変化を捉える方法である。また、要因法とは人口の変動要因を「出生」、「死亡」、「移動」に分離して計算する方法である。

(2)年齢3階層別人口(日本人のみ)

年少人口(0~14歳)は、総人口と同様に一貫して増加傾向が続きます。総人口に 占める年少人口の比率は、現在と同水準の12%程度で推移した後、推計期間の後半に は、出生数の回復の影響を反映して、13%程度まで上昇します。

生産年齢人口(15~64歳)は、当面の間、増加が継続するものの、平成44年をピークに緩やかな減少傾向に転じます。総人口に占める生産年齢人口の比率は、67%台程度で推移した後、推計期間の後半には63%程度まで低下します。

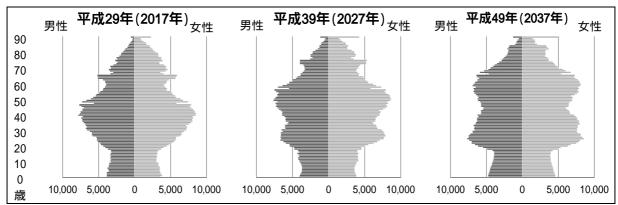
高齢者人口(65歳以上)は、一貫して増加傾向が続きます。総人口に占める高齢者人口の比率は、平成42年に21%(超高齢社会)となり、その後も一貫して上昇が続き、平成54年には24.2%となります。



外国人人口の推計値は、年齢別に集計できないため除いている。

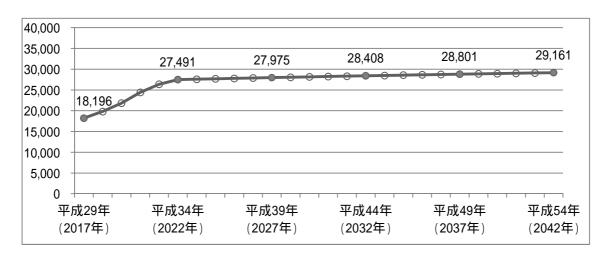
年齢3階層人口比率	平成 29 年 (2017年)	平成 34 年 (2022年)	平成 39 年 (2027年)	平成 44 年 (2032年)	平成 49 年 (2037年)	平成 54 年 (2042年)
年少人口	11.9%	12.2%	12.1%	12.1%	12.7%	13.4%
生産年齢人口	67.6%	67.4%	67.4%	66.6%	64.4%	62.4%
高齢者人口	20.5%	20.4%	20.5%	21.3%	22.9%	24.2%

参考図 人口ピラミッドの比較(日本人のみ)

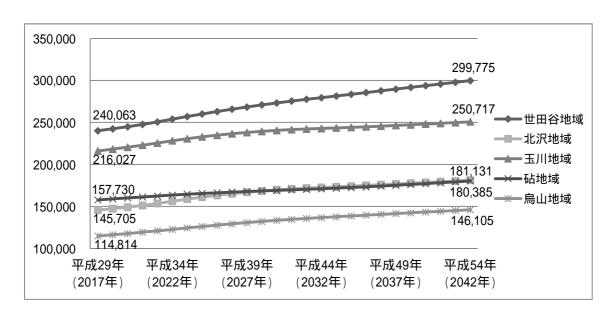


人口構成のピーク(現在の40代前後)は次第に上方に移動していく。一方で、10代後半~20代の転入超過が継続することにより、20~30代は次第に増加していく。また、出生の増加により年少人口は下方から増加傾向となる。

(3)外国人人口

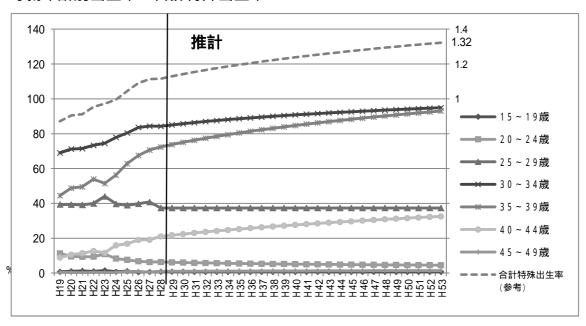


(4)地域別人口(日本人のみ)

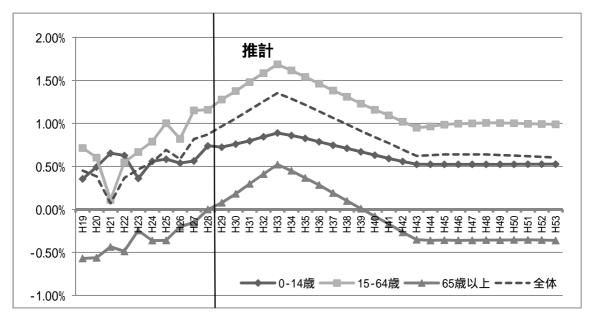


【参考】推計に使用した基礎データ

<母親年齢別出生率・合計特殊出生率>



<純移動率(転出入率)の推移(年齢3階層別)>



将来の純移動率は、各歳の推計結果を年齢3階層別に集計して算出したものである。